

(写)

小議発第17号

平成30年5月25日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

五十嵐 京子

平成30年第2回小金井市議会定例会の招集
について (通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。
なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- 報告第3号 小金井市土地開発公社の経営状況について
- 報告第4号 平成29年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について
- 報告第5号 平成29年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について
- 専第1号 専決処分の報告及び承認について
(小金井市市税条例の一部を改正する条例)
- 専第2号 専決処分の報告及び承認について
(小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 諮問第2号 審査請求に関する諮問について
- 議案第44号 平成30年度小金井市一般会計補正予算(第1回)
- 議案第45号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第46号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第47号 名誉市民の選定に関し同意を求めることについて
- 議案第48号 名誉市民の選定に関し同意を求めることについて
- 議案第49号 小金井市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例

議案第51号 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

議案第52号 小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第53号 小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第54号 交通事故により損傷した下水道施設に関し和解することについて

なお、

○ 小金井市市税条例等の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 第56回東京都市議会議員研修会

平成30年2月8日（木）府中の森芸術劇場において開催された。

- (1) 会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。
- (2) 研修会では、「これからの観光振興と商店街の活性化」と題して、株式会社日本総合研究所主席研究員藻谷浩介氏の講演が行われた。

2 東京都市議会議長会定期総会

平成30年2月19日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第160回産業経済委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第160回社会文教委員会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第160回建設運輸委員会の会議結果について

オ 全国市議会議長会第148回地方行政委員会の会議結果について

カ 北方領土の返還を求める都民会議第2回理事会の会議結果について

キ 第219回東京都都市計画審議会の会議結果について

ク 関東市議会議長会第2回支部長会議の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第149回地方財政委員会の会議結果について

コ 第220回東京都都市計画審議会の会議結果について

サ 全国市議会議長会第210回理事会及び第104回評議員会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 関東市議会議長会第84回定期総会で審議する都県提出議案について

イ 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

(3) その他

理事会において、平成30年4月17日（火）東京自治会館にて臨時総会の開

催を決定したことを報告。

3 東京都市議会議長会臨時総会

平成30年4月17日（火）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第161回社会文教委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第161回建設運輸委員会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第161回産業経済委員会の会議結果について

オ 平成30年東京市町村総合事務組合議会第1回定例会の会議結果について

カ 東京都区市町村振興協会平成29年度第2回臨時評議員会の会議結果について

キ 関東市議会議長会支部長会議の会議結果について

(2) 協議事項

平成29年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

4 関東市議会議長会定期総会

平成30年4月24日（火）桐生市市民文化会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、開催市市長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の報告を了承し、議案について原案のとおり認定又は決定した。

(1) 報告

ア 会務報告等

- ・ 会務報告
- ・ 慶弔規程に基づく支出報告
- ・ 議長の異動について

イ 諸報告

- ・ 地方行政委員会報告
- ・ 地方財政委員会報告
- ・ 社会文教委員会報告

- ・ 産業経済委員会報告
- ・ 建設運輸委員会報告
- ・ 国会対策委員会報告
- ・ 国と地方の協議の場等に関する特別委員会報告
- ・ 市議会議員共済会報告

(2) 議案

- ア 平成29年度関東市議会議長会歳入歳出決算
- イ 平成30年度関東市議会議長会歳入歳出予算
- ウ 「教員の働き方改革」を求める要望
- エ 国民健康保険広域化に伴う財政支援の拡充について
- オ 首都圏中央連絡自動車道の早期4車線化について
- カ 農業振興地域内農用地の規制緩和による農地の有効活用

(3) 役員改選

- ・ 会 長 調布市
- ・ 副会長 水戸市、佐野市、南アルプス市
- ・ 監 事 久喜市、千葉市

5 東京都市議会議長会正副会長会議

平成30年5月17日（木）町田市役所において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告
- イ 関東市議会議長会第2回理事会の会議結果について
- ウ 関東市議会議長会新支部長会議の会議結果について
- エ 平成30年度日中友好交流事業について
- オ 第221回東京都都市計画審議会の会議結果について

(2) 協議事項

- ア 各市提出議案について
- イ 東京都市議会議長会理事会及び5月定例総会の運営について
- ウ 平成30年東京都市議会議長会研修計画について

エ その他

6 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 小金井市総合水防訓練

ア 目的 防災に関する小金井市内の実態把握及び現状分析並びに対策のため

イ 場所 都立武蔵野公園・野川第二調節池

ウ 期日 平成30年5月13日(日)

エ 議員 全議員

(2) 小金井市議会報告会

ア 目的 定例会の審査状況等を市民の方に説明するため

イ 場所 市民会館・萌え木ホール

ウ 期日 平成30年5月19日(土)

エ 議員 全議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 宮下誠議員 板倉真也議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 水上洋志議員 渡辺大三議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 白井亨議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 篠原ひろし議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 篠原ひろし議員

6 浅川清流環境組合議会

選出議員 鈴木成夫議員 小林正樹議員 田頭祐子議員 遠藤百合子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成30年2月1日から平成30年5月11日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

平成30年2月23日（金） 平成30年第1回定例会

2 会議の概要

平成30年2月23日（金） 平成30年第1回定例会

行政報告3件及び議案5件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 平成29年度 公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について
- 2 平成29年度 昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について
- 3 その他

ア MFICU（母体胎児集中治療室）の稼動について

イ 東久留米駅から公立昭和病院までのバス路線の運行終了について

以上3件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第1号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 公立昭和病院使用条例の一部を改正する条例

議案第3号 平成29年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）

議案第4号 平成30年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

議案第5号 平成30年度昭和病院企業団病院事業会計予算

以上5件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成30年2月13日（火） 平成30年第1回定例会

2 会議の概要

平成30年2月13日（火） 平成30年第1回定例会

議案3件を審議した。

議案第1号 平成29年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）

議案第2号 平成30年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について

議案第3号 平成30年度湖南衛生組合歳入歳出予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成30年2月21日（水） 平成30年第1回定例会

2 会議の概要

平成30年2月21日（水） 平成30年第1回定例会

議案6件を審議した。

議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 平成29年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号）

議案第5号 平成30年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

議案第6号 平成30年度東京たま広域資源循環組合負担金

以上6件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成30年2月14日（水） 平成30年第1回定例会

平成30年3月29日（木） 平成30年第1回臨時会

2 会議の概要

(1) 平成30年2月14日（水） 平成30年第1回定例会

議案4件を審議した。

第1号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員の選任について

池田央氏（青梅市副市長）を選任することに同意した。

第2号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第3号議案 平成29年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第1号）

第4号議案 平成30年度東京都十一市競輪事業組合一般会計予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(2) 平成30年3月29日（木） 平成30年第1回臨時会

議案4件を審議した。

第5号議案 東京都十一市競輪事業組合京王閣競輪臨時従事職員慰労金積立基金条例を廃止する条例について

第6号議案 東京都十一市競輪事業組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

第7号議案 平成29年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第2号）

第8号議案 平成29年度東京都十一市競輪事業組合収益金配分

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成30年2月14日（水） 平成30年第1回定例会
同上 平成30年第1回全員協議会
平成30年3月29日（木） 平成30年第1回臨時会

2 会議の概要

(1) 平成30年2月14日（水） 平成30年第1回定例会

議案5件を審議した。

第1号議案 東京都六市競艇事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

第2号議案 東京都六市競艇事業組合財政調整基金条例を廃止する条例

第3号議案 東京都六市競艇事業組合職員退職手当基金条例を廃止する条例

第4号議案 平成29年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計
補正予算（第2号）

第5号議案 平成30年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計
予算

以上5件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(2) 平成30年2月14日（水） 平成30年第1回全員協議会

平成29年度収支決算見込及び利益配分金について

慎重審議の結果、了承した。

(3) 平成30年3月29日（木） 平成30年第1回臨時会

議案4件を審議した。

第6号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）
の選任につき同意を求めることについて

大西宣也氏（町田市選出）を選任することに同意した。

第7号議案 平成29年度東京都六市競艇事業組合利益配分について

第8号議案 平成29年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計
補正予算（第3号）

第9号議案 平成29年度東京都六市競艇事業組合職員退職手当支給条例の一部
を改正する条例

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

- (1) 平成30年2月 1日（木） 平成30年第1回定例会
- (2) 平成30年4月20日（金） 平成30年第1回臨時会

2 会議の概要

- (1) 平成30年2月1日（木） 平成30年第1回定例会

議案5件及び議員提出議案1件を審議した。

議案第1号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

議案第3号 調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の制定について

議案第4号 平成30年度浅川清流環境組合一般会計予算

議案第5号 平成30年度浅川清流環境組合構成団体負担金について

以上5件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議員提出議案第1号 浅川清流環境組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

- (2) 平成30年4月20日（金） 平成30年第1回臨時会

議案2件を審議した。

議案第6号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

報告第3号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市土地開発公社の経営状況について

平成29年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

平成29年度小金井市土地開発公社事業報告書

1 事業概要

平成29年度におきましては、当初の予定のとおり、都市計画道路3・4・8号線及び都市計画公園（小長久保公園）の用地取得をいたしました。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

平成30年4月

小金井市土地開発公社

2 庶務に関する事項

(1) 理事会

開催日	回数	番号	件名
平成29年 4月3日	1		小金井市土地開発公社理事長の互選について
			小金井市土地開発公社常任理事の互選について
		報告第1号	まちづくり側道用地の処分に係る入札参加者について
4月25日	2	議案第1号	小金井市土地開発公社評議員会評議員の推薦について
5月19日	3	議案第2号	平成28年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		議案第3号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
		議案第4号	まちづくり側道用地の処分について
7月12日	4	議案第5号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		議案第6号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
10月31日	5	議案第7号	平成29年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算(第1回)
		議案第8号	平成29年度小金井市土地開発公社変更資金計画(第1回)
		議案第9号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		議案第10号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
		議案第11号	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地の取得について
		議案第12号	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業資金の借入について
平成30年 2月13日	6	議案第13号	平成29年度小金井市土地開発公社変更事業計画(第1回)
		議案第14号	平成29年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算(第2回)
		議案第15号	平成29年度小金井市土地開発公社変更資金計画(第2回)
		議案第16号	平成30年度小金井市土地開発公社事業計画
		議案第17号	平成30年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		議案第18号	平成30年度小金井市土地開発公社資金計画

(2) 評議員会

開催日	回数	番号	件名
平成29年 5月16日	1	諮問第1号	平成28年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		諮問第2号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
		諮問第3号	まちづくり側道用地の処分について
7月5日	2	諮問第4号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		諮問第5号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
10月20日	3	諮問第6号	平成29年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算(第1回)
		諮問第7号	平成29年度小金井市土地開発公社変更資金計画(第1回)
		諮問第8号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		諮問第9号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
		諮問第10号	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地の取得について
		諮問第11号	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業資金の借入について
平成30年 2月7日	4		評議員会の諮問事項等について
		諮問第12号	平成29年度小金井市土地開発公社変更事業計画(第1回)
		諮問第13号	平成29年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算(第2回)
		諮問第14号	平成29年度小金井市土地開発公社変更資金計画(第2回)
		諮問第15号	平成30年度小金井市土地開発公社事業計画
		諮問第16号	平成30年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		諮問第17号	平成30年度小金井市土地開発公社資金計画

3 事業実績

(1) 資産（土地）の取得

	区 分	内 容
1	事業名	都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	東町三丁目地内
	契約年月日	平成29年7月30日
2	事業名	都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	東町三丁目地内
	契約年月日	平成29年11月15日
3	事業名	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地
	土地の表示	本町三丁目地内
	契約年月日	平成29年11月24日

(2) 資産（土地）の処分

	区 分	内 容
1	事業名	都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	平成29年6月1日
2	事業名	まちづくり側道用地
	土地の表示	緑町一丁目地内
	契約年月日	平成29年6月16日

平成29年度小金井市土地開発公社決算報告書

平成29年度損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	円	円
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益		
公有用地売却収益	221,703,954	
(2) 附帯等事業収益		
公有用地賃貸収益	<u>2,899,153</u>	224,603,107
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価		
公有用地売却原価	<u>42,203,887</u>	<u>42,203,887</u>
事業総利益		182,399,220
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		
ア 報酬	2,010,420	
イ 法定福利費	288,361	
ウ 需用費	167,982	
エ 役員費	1,209,500	
オ 委託料	4,119,397	
カ 使用料及び賃借料	104,976	
キ 負担金、補助及び交付金	5,000	
ク 公租公課	6,642,800	
ケ 旅費	<u>7,086</u>	<u>14,555,522</u>
事業利益		167,843,698
4 事業外収益		
(1) 受取利息		
受取利息	1,205	
(2) 雑収益		
雑収益	<u>39,776,978</u>	
事業外収益合計		39,778,183
5 事業外費用		
(1) 支払利息		
支払利息	<u>25,228,939</u>	<u>25,228,939</u>
経常利益		182,392,942
6 特別損失		
(1) その他の特別損失		
寄附	<u>1,205</u>	<u>1,205</u>
当年度純利益		<u><u>182,391,737</u></u>

平成 29 年 度 剰 余 金 計 算 書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

利益剰余金の部	
	円
1 未処分利益剰余金	
(1) 前年度繰越準備金	310,609,081
(2) 当年度純利益	<u>182,391,737</u>
当年度未処分利益剰余金	<u><u>493,000,818</u></u>

平成 29 年 度 剰 余 金 処 分 計 算 書
(平成30年3月31日)

	円	円
1 当年度未処分利益剰余金	493,000,818	
2 利益剰余金処分額	<u>0</u>	
翌年度繰越準備金		<u><u>493,000,818</u></u>

平成 29 年 度 財 産 目 録
(平成30年3月31日)

		円
1 資産の部		
(1) 普通預金	2,038,344	
(2) 定期預金	5,000,000	
(3) 公有用地	<u>2,152,398,014</u>	
資産の部合計	<u><u>2,159,436,358</u></u>	
2 負債の部		
(1) 短期借入金	263,039,224	
(2) 長期借入金	<u>1,398,396,316</u>	
負債の部合計	<u><u>1,661,435,540</u></u>	

平成 29 年 度 貸 借 対 照 表
(平成30年3月31日)

(資 産 の 部)

	円	円
1 流動資産		
(1) 現金及び預金		
ア 普通預金	2,038,344	
イ 定期預金	<u>5,000,000</u>	7,038,344
(2) 公有用地		
公有用地		<u>2,152,398,014</u>
流動資産合計		2,159,436,358
資産合計		<u><u>2,159,436,358</u></u>

平成 29 年 度 貸 借 対 照 表
(平成30年3月31日)

(負 債 の 部)		円	円
1 流動負債			
(1) 短期借入金	<u>263,039,224</u>		
流動負債合計			263,039,224
2 固定負債			
(1) 長期借入金	<u>1,398,396,316</u>		
固定負債合計			<u>1,398,396,316</u>
負債合計			<u><u>1,661,435,540</u></u>
(資 本 の 部)			
1 資本金			
(1) 基本財産			
小金井市出資金	<u>5,000,000</u>		
資本金合計			5,000,000
2 準備金			
(1) 前年度繰越準備金	310,609,081		
(2) 当年度純利益	<u>182,391,737</u>		
準備金合計			<u>493,000,818</u>
資本合計			<u><u>498,000,818</u></u>
負債資本合計			<u><u>2,159,436,358</u></u>

平成 29 年 度 キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー		円
公有地取得事業収入		221,703,954
その他事業収入		2,899,153
補助金等収入		39,776,978
公有地取得事業支出	△	263,039,224
その他事業支出		0
人件費支出	△	2,298,781
その他の業務支出	△	12,257,946
小 計	△	13,215,866
利息の受取額		1,205
利息の支払額	△	25,228,939
事業活動によるキャッシュ・フロー	△	38,443,600
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		0
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		263,039,224
短期借入金の返済による支出	△	1,596,471
長期借入れによる収入		0
長期借入金の返済による支出	△	222,999,153
財務活動によるキャッシュ・フロー		38,443,600
IV 現金及び現金同等物増加額 (又は減少額)		0
V 現金及び現金同等物期首残高		2,038,344
VI 現金及び現金同等物期末残高		2,038,344

平成29年度小金井市土地開発公社監査報告書

小金井市土地開発公社定款第7条第4項の規定に基づき、平成29年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

記

1 監査の期日 平成30年4月12日(木)

2 監査の対象期間 自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

3 監査事項 決算報告及び関係書類

4 監査結果と概要と意見

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、適正に行われていると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

平成30年4月12日

監事 松井玉恵



監事 内田泰彦



理事長 小泉 雅裕 様

(様式第1号)

現金及び預金明細表

(単位：円)

平成30年3月31日

科目	種類	金額	摘要
現金		0	
預金	普通	2,038,344	
	定期	5,000,000	
合計		7,038,344	

(様式第2号)

公 有 用 地 明 細 表

平成30年3月31日

資 産 区 分	期 首 残 高 (H29.4.1)		当 期 増 加 高		当 期 減 少 高		期 末 残 高		摘 要
	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	
まちづくり側道用地	570.28	40,607,416			570.28	40,607,416	0.00	0	
東小金井駅北口まちづくり 事業用地	8,170.05	1,889,358,790					8,170.05	1,889,358,790	
都市計画道路3・4・8号 線事業用地	6.09	1,596,471	262.25	181,581,872	6.09	1,596,471	262.25	181,581,872	
都市計画公園 (小長久保公園) 事業用地	0.00	0	180.45	81,457,352			180.45	81,457,352	
合 計	8,746.42	1,931,562,677	442.70	263,039,224	576.37	42,203,887	8,612.75	2,152,398,014	

(様式第16号)

短期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

平成30年3月31日

(単位：円)

借入先	※利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
借みずほ銀行	1.475%	1,596,471	263,039,224	1,596,471	263,039,224	
合 計		1,596,471	263,039,224	1,596,471	263,039,224	

※ 1.475% (H21.1.9から適用)

(2) 事業別借入状況

平成30年3月31日

(単位：円)

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
都市計画公園 (小長久保公園) 事業用地	0	81,457,352	0	81,457,352	
都市計画道路3・4・8号線事業用地	1,596,471	181,581,872	1,596,471	181,581,872	
合 計	1,596,471	263,039,224	1,596,471	263,039,224	

(様式第17号)

長期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

(単位：円) 平成30年3月31日

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.675%	1,102,544,733	0	95,702,924	1,006,841,809	
みずほ銀行(三菱東京UFJ銀行分)	1.675%	64,856,467	0	64,856,467	0	
東京むさし農業協同組合	1.675%	129,711,934	0	17,839,932	111,872,002	
山梨中央銀行	1.675%	64,856,467	0	8,919,966	55,936,501	
東日本銀行	1.675%	64,856,467	0	8,919,966	55,936,501	
多摩信用金庫	1.675%	64,856,467	0	8,919,966	55,936,501	
多摩信用金庫(城北信用金庫分)	1.675%	64,856,467	0	8,919,966	55,936,501	
昭和信用金庫	1.675%	64,856,467	0	8,919,966	55,936,501	
合計		1,621,395,469	0	222,999,153	1,398,396,316	

(2) 事業別借入状況

(単位：円) 平成30年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,621,395,469	0	222,999,153	1,398,396,316	
合計	1,621,395,469	0	222,999,153	1,398,396,316	

(様式第18号)

資本金明細表

(単位：円) 平成30年3月31日

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	小金井市	5,000,000	

(様式第20号)

事業収益明細表

(単位：円) 平成30年3月31日

科目		金額	摘要
公有地取得事業 収益	公有用地売却収益	221,703,954	
	代行用地売却収益	0	
附帯等事業収益	保有土地 賃貸等収益 東小金井駅北口まちづくり事業 収益	2,899,153	
合計		224,603,107	

(様式第21号)

事業原価明細表

(単位：円) 平成30年3月31日

科目		金額	摘要
公有地取得事業 原価	公有用地売却原価	42,203,887	
	代行用地売却原価	0	
附帯等事業原価	保有土地 賃貸等原価 東小金井駅北口まちづくり事業 収益	0	
合計		42,203,887	

平成29年度収支決算報告書

収益の部

款	項	科 目 節	予 算 現 額			調定額
			当初予算額	補正予算額	(A)計	
1		事業収益	166,536,000	58,069,000	224,605,000	224,603,107
	1	公有地取得事業収益	164,151,000	57,554,000	221,705,000	221,703,954
		1 公有用地売却収益	164,151,000	57,554,000	221,705,000	221,703,954
	2	附帯等事業収益	2,385,000	515,000	2,900,000	2,899,153
		1 公有用地賃貸収益	2,385,000	515,000	2,900,000	2,899,153
2		借入金	280,221,000	△ 17,180,000	263,041,000	263,039,224
	1	借入金	280,221,000	△ 17,180,000	263,041,000	263,039,224
		1 長期借入金	0	0	0	0
		2 短期借入金	280,221,000	△ 17,180,000	263,041,000	263,039,224
3		事業外収益	45,657,000	△ 973,000	44,684,000	39,778,183
	1	受取利息	2,000	0	2,000	1,205
		1 受取利息	2,000	0	2,000	1,205
	2	雑収益	45,655,000	△ 973,000	44,682,000	39,776,978
		1 雑収益	45,655,000	△ 973,000	44,682,000	39,776,978
		合 計	492,414,000	39,916,000	532,330,000	527,420,514

(単位:円) 平成30年3月31日

(B)収入済額	収入 未済額	(B)-(A)	備 考						
224,603,107	0	△ 1,893							
221,703,954	0	△ 1,046							
221,703,954	0	△ 1,046	<table border="0"> <tr> <td>1 まちづくり側道用地</td> <td>220,100,000</td> </tr> <tr> <td>2 都市計画道路3・4・8号線事業用地</td> <td>1,603,954</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>221,703,954</td> </tr> </table>	1 まちづくり側道用地	220,100,000	2 都市計画道路3・4・8号線事業用地	1,603,954	合計	221,703,954
1 まちづくり側道用地	220,100,000								
2 都市計画道路3・4・8号線事業用地	1,603,954								
合計	221,703,954								
2,899,153	0	△ 847							
2,899,153	0	△ 847	東小金井駅北口まちづくり事業用地賃貸料 2,899,153						
263,039,224	0	△ 1,776							
263,039,224	0	△ 1,776							
0	0	0							
263,039,224	0	△ 1,776	<table border="0"> <tr> <td>1 都市計画道路3・4・8号線事業用地</td> <td>181,581,872</td> </tr> <tr> <td>2 都市計画公園(小長久保公園)事業用地</td> <td>81,457,352</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>263,039,224</td> </tr> </table>	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地	181,581,872	2 都市計画公園(小長久保公園)事業用地	81,457,352	合計	263,039,224
1 都市計画道路3・4・8号線事業用地	181,581,872								
2 都市計画公園(小長久保公園)事業用地	81,457,352								
合計	263,039,224								
39,778,183	0	△ 4,905,817							
1,205	0	△ 795	普通預金利息及び定期預金利息						
1,205	0	△ 795							
39,776,978	0	△ 4,905,022	小金井市事務事業費補助金等						
39,776,978	0	△ 4,905,022							
527,420,514	0	△ 4,909,486							

費用の部

科 目		予 算 現 額			
款 項	節	当初予算額	補正予算額	流用額	(A)計
1	事業費	179,240,000	△ 12,106,000		167,134,000
	1 公有地取得事業費	179,240,000	△ 12,106,000		167,134,000
	1 公有用地取得事業費	179,240,000	△ 12,106,000		167,134,000
2	販売費及び一般管理費	19,947,000	△ 488,000	0	19,459,000
	1 販売費及び一般管理費	19,947,000	△ 488,000	0	19,459,000
	1 報酬	2,726,000	△ 372,000		2,354,000
	2 法定福利費	353,000	△ 37,000	0	316,000
	3 需用費	168,000	0		168,000
	4 役務費	1,290,000	△ 79,000		1,211,000
	5 委託料	8,654,000	△ 3,000	△ 2,000	8,649,000
	6 使用料及び賃借料	105,000	0		105,000
	7 負担金、補助及び交付金	5,000	0		5,000
	8 公租公課	6,643,000	0		6,643,000
	9 旅費	3,000	3,000	2,000	8,000
3	償還金	166,511,000	58,086,000		224,597,000
	1 借入金償還金	166,511,000	58,086,000		224,597,000
	1 借入元金	166,511,000	58,086,000		224,597,000
4	事業外費用	25,731,000	△ 501,000		25,230,000
	1 支払利息	25,731,000	△ 501,000		25,230,000
	1 支払利息	25,731,000	△ 501,000		25,230,000
5	補償費	100,982,000	△ 5,075,000		95,907,000
	1 補償費	100,982,000	△ 5,075,000		95,907,000
	1 補償費	100,982,000	△ 5,075,000		95,907,000
6	特別損失	2,000	0		2,000
	1 その他の特別損失	2,000	0		2,000
	1 寄附金	2,000	0		2,000
7	予備費	1,000	0		1,000
	1 予備費	1,000	0		1,000
	1 予備費	1,000	0		1,000
	合 計	492,414,000	39,916,000	0	532,330,000

前年度繰越準備金 310,609,081 円
 収入済額 527,420,514 円
 支出済額 527,420,514 円
 翌年度繰越準備金 493,000,818 円

(B) 支出済額	不用額(A)-(B)	備 考			
167,132,729	1,271	事業	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地 113,579,124		
167,132,729	1,271		2 都市計画公園(小長久保公園)事業用地 53,553,605		
167,132,729	1,271		167,132,729		
14,555,522	4,903,478		評議員、非常勤嘱託職員報酬 非常勤嘱託職員社会保険料等 消耗品費、印紙代等 不動産鑑定手数料等 仮杭設置等委託料、補償金算定委託料等 パーソナルコンピュータ借上料 公社連絡協議会負担金 固定資産税、都市計画税等 職員旅費		
14,555,522	4,903,478				
2,010,420	343,580				
288,361	27,639				
167,982	18				
1,209,500	1,500				
4,119,397	4,529,603				
104,976	24				
5,000	0				
6,642,800	200				
7,086	914				
224,595,624	1,376			元金償還対象事業	1 東小金井駅北口まちづくり事業用地 222,999,153
224,595,624	1,376				2 都市計画道路3・4・8号線事業用地 1,596,471
		合計 224,595,624			
224,595,624	1,376				
25,228,939	1,061	支払利息対象事業	1 東小金井駅北口まちづくり事業用地 25,221,456		
25,228,939	1,061		2 都市計画道路3・4・8号線事業用地 7,483		
			合計 25,228,939		
25,228,939	1,061				
95,906,495	505	事業	1 都市計画道路3・4・8号線事業用地 68,002,748		
95,906,495	505		2 都市計画公園(小長久保公園)事業用地 27,903,747		
95,906,495	505		合計 95,906,495		
1,205	795		小金井市に寄附 受取利息 1,205		
1,205	795				
1,205	795				
0	1,000				
0	1,000				
0	1,000				
527,420,514	4,909,486				

平成 29 年度 損益計算書 明細表

(単位:円)

平成30年3月31日

1 事業収益			
224,603,107			
(1)公有用地売却収益	まちづくり側道用地	220,100,000	
	都市計画道路3・4・8号線事業用地	1,603,954	

221,703,954			
(2)公有用地賃貸収益	東小金井駅北口まちづくり事業用地賃貸料	2,899,153	

2,899,153			
2 事業原価			
(1)公有用地売却原価	まちづくり側道用地	40,607,416	
-----	都市計画道路3・4・8号線事業用地	1,596,471	
42,203,887			
3 販売費及び一般管理費			
(1)販売費及び一般管理費	報酬(非常勤嘱託職員)	1,380,420	
-----	報酬(評議員)	630,000	
14,555,522	法定福利費(非常勤嘱託職員)	288,361	
	需用費(消耗品費等)	167,982	
	役務費(不動産鑑定手数料等)	1,209,500	
	委託料(物件調査算定料等)	4,119,397	
	使用料及び賃借料(パーソナルコンピュータ借上料)	104,976	
	負担金、補助及び交付金(東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金)	5,000	
	租公課(固定資産税等)	6,642,800	
	旅費	7,086	
4 事業外収益			
39,778,183	定期預金(資本金)	762	
(1)受取利息	普通預金	443	

1,205			
(2)雑収益	非常勤嘱託職員報酬	1,380,420	
-----	評議員報酬	630,000	
39,776,978	法定福利費	288,361	
	需用費	167,982	
	役務費	1,209,500	
	委託料	4,119,397	
	使用料及び賃借料	104,976	
	負担金、補助及び交付金	5,000	
	利子補給金	25,221,456	
	租公課	6,642,800	
	旅費	7,086	
5 事業外費用			
(1)支払利息	東小金井駅北口まちづくり事業用地	25,221,456	
-----	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地	7,483	
25,228,939			

平成 29 年度貸借対照表明細表

(単位:円)

平成30年3月31日

(資産の部)		
1	流動資産	
	2,159,436,358	
	(1)現金及び預金	
	7,038,344	
	普通預金	2,038,344
	定期預金	5,000,000
	(2)公有用地	
	公有用地	
	2,152,398,014	
	東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,889,358,790
	都市計画道路3・4・8号線事業用地	181,581,872
	都市計画公園(小長久保公園)事業用地	81,457,352
	資産合計	
	2,159,436,358	
(負債の部)		
1	流動負債	
	(1)短期借入金	
	263,039,224	
	都市計画道路3・4・8号線事業用地	181,581,872
	都市計画公園(小長久保公園)事業用地	81,457,352
2	固定負債	
	(1)長期借入金	
	1,398,396,316	
	東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,398,396,316
	負債合計	
	1,661,435,540	
(資本の部)		
1	資本金	
	(1)基本財産	
	5,000,000	
	小金井市出資金	5,000,000
2	準備金	
	(1)前年度繰越準備金	
	310,609,081	
	前年度繰越準備金	310,609,081
	(2)当年度純利益	
	182,391,737	
	当年度純利益	182,391,737
	資本合計	
	498,000,818	
	負債資本合計	
	2,159,436,358	

公 有 用 地

平成30年3月31日

事 業 名	平成29年度 期末残高 (円)	面積 (㎡)	処 分 予 定	備 考
1 東小金井駅北口まちづくり事業用地	1, 889, 358, 790	8, 170. 05	平成39年度までに処分予定	
2 都市計画道路3・4・8号線	181, 581, 872	262. 25	平成30年度に処分予定	
3 都市計画公園(小長久保公園)	81, 457, 352	180. 45	平成30年度に処分予定	
合 計	2, 152, 398, 014	8, 612. 75		

報告第4号

平成29年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

平成29年度小金井市の一般会計予算のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づいて繰越明許費とした歳出予算の経費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり本市議会に報告する。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

平成29年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件 補償費	円	円	円	円	円
			30,656,000	30,656,000	0	30,656,000	0
8土木費	4都市計画費	東小金井駅北口土地区画整理事業 委託料	361,889,000	361,888,730	0	190,245,000	0
			392,545,000	392,544,730	0	190,245,000	171,643,730
合		計					
			392,545,000	392,544,730	0	190,245,000	171,643,730

平成29年度小金井市一般会計繰越明許費実績調査書

その1

款	項	事業名	翌年度繰越額	補償金額	所在地	契約期間	備考
8 土木費	2 道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	円 30,656,000	円 153,272,614	東町四丁目外	平成30年2月5日から 平成30年9月30日まで	建物所有者 建物賃借人

その2

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
8 土木費	4 都市計画費	東小金井駅北口土地区画整理事業委託料	円 361,888,730	円 361,888,730	東京都都市づくり公社	平成30年4月2日から 平成31年3月31日まで	

報告第4号資料2

繰越明許費の内訳について

1 都道134号線用地取得に伴う物件補償費

(単位：円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	2	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	30,656,000	0	30,656,000	0
合計			30,656,000	0	30,656,000	0

2 東小金井駅北口土地区画整理事業委託料

(単位：円)

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	4	東小金井駅北口土地区画整理事業委託料	361,888,730	0	190,245,000	171,643,730
合計			361,888,730	0	190,245,000	171,643,730

報告第5号

平成29年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第20条及び小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり本市議会に報告する。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

平成29年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

1 情報公開条例の実施状況

本条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視のもとに公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

目的を実現するために、利用しやすい制度運用に努めました。

(1) 市政情報の公開請求状況及びその処理状況

平成29年度の市政情報の公開請求は52件で、前年度と比べると8件の増になります。

表1 市政情報の実施機関別公開請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	公開請求件数	決定内容					
		公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間延長中	存否応答拒否
市長	45	30	38	4	(3)	0	0
教育委員会	10	1	11	3	(2)	1	0
選挙管理委員会	2	0	2	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	2	2	1	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	59	33	52	7	(5)	1	0

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先の実施機関が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(2) 審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

平成29年度の審査請求はありませんでした。

(3) 情報提供の状況

情報提供は、多岐に渡り、市の財政状況や人口の統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

2 個人情報保護条例の運用状況

市では、膨大な個人情報を収集、記録、保有及び利用して市民の日常生活に密着した各種の行政施策を進めていますが、平成元年に個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、市民の基本的人権の擁護に努めています。

(1) 個人情報の保有等の届出状況

個人情報保護条例第9条の規定により、平成29年度に届出のあった個人情報は、新たな保有が26件、廃止20件、変更4件となっています。

表2 個人情報の届出状況

(単位：件)

実 施 機 関	前年度末の 保 有 数	年度内の届出数			年度末の 保 有 数
		開始	廃止	変更	
市 長	2,557	25	14	3	2,568
教 育 委 員 会	418	1	0	1	419
選 挙 管 理 委 員 会	71	0	5	0	66
監 査 委 員	4	0	0	0	4
農 業 委 員 会	30	0	1	0	29
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	4	0	0	0	4
議 会	21	0	0	0	21
土 地 開 発 公 社	40	0	0	0	40
計	3,145	26	20	4	3,151

(2) 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用又は外部提供の状況

業務上の必要から収集した保有個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用又は外部に提供することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条第2項の規定により、①あらかじめ本人の同意があるとき、②法令に特別の定めがあるとき、③緊急やむを得ないと認められるとき、又は出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき、④審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めたときは、例外として目的外利用又は外部提供する

ことが認められています。

平成29年度における保有個人情報の目的外利用は188件、外部提供は635件となっています。

表3 目的外利用又は外部提供の状況 (単位：件)

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	188	623	811
教育委員会	0	6	6
選挙管理委員会	0	6	6
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
計	188	635	823

(3) 保有特定個人情報の目的外利用の状況

業務上の必要から収集した保有特定個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条の2第2項の規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。）に限定し、目的外利用することが認められています。

平成29年度における保有特定個人情報の目的外利用はありませんでした。

(4) 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市に保有等されている自己に関する保有個人情報については、何人も、開示、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止を請求する権利が保障されています。

平成29年度においては、開示等の請求は25件ありました。

表4 保有個人情報の実施機関別開示等請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	開示等請求件数	決定内容					
		開示	一部開示	非開示	訂正・削除・中止 (一部訂正・削除を含む。)	訂正・削除・中止せず	存否応答拒否
市長	24	10	6	10	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0	0	0	0
固定資産評価審査委員 員会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	25	10	7	10	0	0	0

※ 請求書1枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(5) 審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

平成29年度の審査請求はありませんでした。

3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求及び自己に関する保有個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定に対して不服申立てがあった場合に、当該不服申立てを審査する第三者的救済機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

平成29年度の開催はありませんでした。

4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開及び個人情報保護両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べる事ができる機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小

金井市情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

平成29年度は、市長からの諮問事項等について審議を行うため、4回開催しました。

表5 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	29.5.18	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出7件、廃止の届出1件、変更の届出2件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第11条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所庁舎防犯カメラシステムの本人以外収集について <p>(2) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保情報集約システムについて <p>(3) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保情報集約システムの東京都国民健康保険連合会とのオンライン接続について <p>(4) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所庁舎防犯カメラシステム保守点検委託について ○ 国保情報集約システムにおける資格情報・高額療養費情報管理業務委託について ○ 母子保健支援ホームページ作成及び管理委託について <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市個人情報保護条例の改正について
2	29.7.21	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出5件、廃止の届出5件、変更の届出1件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手のひら静脈認証システムについて ○ 空家等データベースについて

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 手のひら静脈認証システムについて ○ 公営住宅システムについて ○ 市立小中学校校務用システムについて (2) 個人情報保護条例第15条関係 ○ 市立小中学校校務用システムのオンライン接続について (3) 個人情報保護条例第27条関係 ○ 空家等データベース作成委託について ○ アルバム型カタログギフト商品発送業務の委託について ○ 公営住宅システム運用保守について ○ 市立小中学校校務用管理サーバの管理委託について <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定個人情報の提供の求め等に係る関連事務の委任について ○ 平成28年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について ○ 小金井市個人情報保護条例の一部改正について ○ 行政文書等の廃棄について
3	29.10.19	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出2件、変更の届出1件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第11条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都被災者生活再建支援システムの本人以外収集について <p>(2) 個人情報保護条例第12条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都被災者生活再建支援システムに係る固定資産システムの目的外利用について ○ 生産緑地申請綴・地区内訳表の外部提供について <p>(3) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都被災者生活再建支援システムについて <p>(4) 個人情報保護条例第15条関係</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都被災者生活再建支援システムのオンライン接続について (5) 個人情報保護条例第27条関係 ○ 小金井市空家等対策計画策定支援業務委託について ○ 東京都被災者生活再建支援システム運営委託について <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の独自利用事務の追加について
4	30.2.7	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出12件、廃止の届出14件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市立学校における携帯型情報端末について <p>(2) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校納付金自動払込みシステムへのオンライン接続について ○ 小金井市立学校における携帯型情報端末のオンライン接続について <p>(3) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民税・都民税（特別徴収・普通徴収）各種賦課資料データパンチ業務委託について ○ 小金井市コミュニティバス再編事業支援委託について

5 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求、個人情報の開示等の請求に対する市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

なお、平成29年度は、管理職者及び個人情報取扱責任者を対象にした研修、主

任職及び一般職員を対象にした研修並びに新任研修を行いました。

平成29年度目的外利用等報告事例

1 目的外利用

個人情報等の記録	目的外利用の内容	件数	個人情報等の記録	目的外利用の内容	件数
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	8	市・都民税課税データ	市税等の減額・免除業務	1
自主防災組織役員名簿	市民活動団体リスト作成業務	1	軽自動車税データ	住宅関係業務	2
職員給与等関係データ	補助金、交付金、資料提供及び災害発生時の職員名簿作成	19	固定資産税課税関係データ	放置バイク整理業務	1
戸籍関係データ	地方税の調査、照会	4		生活保護関係業務	1
	国民健康保険関係業務	1		道路工事等に伴う地権者調査	1
	国民年金関係業務	1		都市計画業務に係る用地買収等	1
	生活保護関係業務	1		空き家の現所有者調査業務	1
	成年後見関係業務	1		あき地管理業務	2
	児童扶養手当関係業務	1		雨水貯留施設置関係業務	1
	福祉貸付基金関係業務	1		交通対策関係業務	1
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	2		高齢者住宅関係業務	1
	土地所有者の所在確認	1		小口事業資金融資業務	1
	用地取得に関する調査	1		国民年金関係業務	1
成年被後見人等戸籍関係データ	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	8	市税収納関係データ	小口事業資金融資業務	1
国民健康保険の賦課収納診療関係データ	後期高齢者医療保険関係業務	1		サポート利子補給事業業務	2
	介護保険関係業務	1		公衆浴場施設改修費補助金交付業務	1
	生活保護関係業務	1		市営住宅関係業務	1
	市税等関係業務	1		広告掲載判定業務	2
	市税等滞納整理業務	1		生ゴミ減量化機器購入費補助金助成業務	1
	下水道関係業務	1		住宅用新エネルギー機器等普及促進補助業務	1
	介護保険関係業務	1		雨水貯留施設設置業務	1
国民年金等資格給付データ	介護保険関係業務	1	下水道使用者関係データ	税務等調査	2
市・都民税課税データ	国民健康保険関係業務	1	生活保護関係データ	市税等の減額・免除業務	5
	国民健康保険関係業務	1		国民健康保険関係業務	1
	高齢者等福祉関係業務	1		障害者福祉関係業務	1
	後期高齢者医療保険関係業務	13		介護保険関係業務	1
	障害者福祉関係業務	3		医療費助成制度等の資格確認業務	1
	生活保護関係業務	13		市税等の減額・免除業務	3
	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	6		国民健康保険関係業務	3
	国民年金関係業務	3		介護保険関係業務	1
	ホームヘルプサービス等事業	3		声の広報送付業務	1
	保育等関係業務	5		社会福祉関係手当の受給資格確認業務	2
	下水道使用料関係業務	1		生活保護関係業務	3
	介護保険関係業務	9		避難行動要援護者業務	1
	養育関係業務	1		生活保護関係業務	1
				災害時要援護者業務	3
				後期高齢者医療保険関係業務	1
				税務等調査	2

個人情報 の 記 録	目 的 外 利 用 の 内 容	件 数
大気汚染医療費助成関係データ	国民健康保険関係業務	1
児童手当等関係データ	市税等の減額・免除業務	1
	生活保護関係業務	1
	障害福祉関係業務	2
	特別児童扶養手当関係業務	1
	市税等滞納整理業務	1
	保育等関係業務	1
保育園等入所者関係データ	愛育手当の受給者確認業務	1
	生活保護関係業務	1
幼稚園助成金関係データ	市税等滞納整理業務	1
	愛育手当の受給者確認業務	1
区画整理関係データ	市税等関係業務	2
合 計		188

2 外部提供

個人情報の記録	外部提供の内容	件数
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	3
職員給与等関係データ	農業委員会運営業務	1
防犯カメラデータ	捜査関係業務(管財課)	2
住民基本台帳関係データ	国税の調査、照会	3
	地方税の調査、照会	8
	過料徴収関係業務	1
	住民基本台帳関係業務	2
	国民健康保険関係業務	2
	介護保険関係業務	1
	生活保護法関係業務	1
	債権回収業務	5
	図書館業務	1
	労働保険の保険料徴収業務	1
	戸籍関係調査、照会	1
	捜査関係事項等照会	4
	住民監査請求	2
	国等からの住所等照会	3
	被災市街地復興土地区画整理事業	1
	都営住宅管理業務	2
	公営住宅管理業務	1
	市営住宅管理業務	1
	都市計画公園事業における調査	1
	用地取得に関する調査	7
	移転措置事業に関する調査	1
	農地整備事業	1
	産業廃棄物処理業の許可における調査	1
	国民年金等関係業務	1
	水道事業関係	1
	学術研究資料収集等	2
	国及び地方公共団体の任用、叙位、叙勲表彰等の調査	8
	農業委員会関係業務	3
	土地区画整理法関係業務	1
	道路管理事務	1
	刑務所関係業務	1
	金融取引に関する事務	3
	不動産登記関連業務	1
	特定非営利活動法人関連業務	1

個人情報の記録	外部提供の内容	件数
住民基本台帳関係データ	空き家管理業務	1
	空き地管理業務	1
	関係人調査	2
	相続人調査	1
	親族の調査	1
	国有財産管理業務	1
	公有財産管理業務	2
	出入国管理業務	2
	墓地管理運営業務	3
	奨学金業務	3
	児童福祉関係業務	1
	小口資金貸付業務	1
	臨時福祉給付金業務	1
	心身障害者扶養共済制度関連業務	1
	地権者支援事業給付金関係業務	1
	労働基準法に基づく調査	1
	労働者災害補償保険関係業務	1
	職業安定法に基づく調査	1
	道路交通法に係る放置違反金関係照会	2
	国税の調査、照会	2
	地方税の調査、照会	8
	国民健康保険関係業務	1
	介護保険関係業務	1
	債権回収業務	7
	戸籍関係調査、照会	1
	捜査関係事項等照会	10
	道路交通法に係る放置違反金関係照会	1
	親族の調査	1
	住民基本台帳関係業務	2
	国籍取得に関する調査	1
	都営住宅等管理業務	1
	市営住宅管理事務	1
	用地取得に関する調査	5
	台風災害復旧事業に関する事務	1
	移転措置事業に関する調査	1
	水道事業関係	3
	生活保護法関係業務	1
	保護観察業務	1
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	2

個人情報記載	外部提供の内容	件数
戸籍関係データ	道路管理事務	1
	農地整備業務	4
	森林調査事務	1
	国有財産管理業務	1
	出入国管理業務	1
	戦没者関係遺族関係事務	1
	金融取引に関する事務	1
	運転免許に係る事務	1
	自動車損害賠償関係業務	1
	刑務所関係業務	1
	相続人調査	2
	墓地管理業務	3
	災害復興関係業務	3
	地籍調査業務	1
	児童福祉関係業務	3
	成年後見関係業務	1
	空き家管理業務	1
	空き地管理業務	1
	老人福祉関係業務	5
	公有財産関係業務	2
損失補償金算定事務	1	
小口資金貸付業務	1	
貸付者の居所把握	1	
救済支援貸付関係業務	1	
福祉貸付金に関する事務	1	
文化財保護業務	1	
不動産登記関係業務	4	
国民年金等関係業務	1	
成年被後見人等戸籍関係データ	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	20
	古物営業、銃砲刀剣類所持の許可等に関する許認可庁からの欠格事項の照会	2
	身上調査及び捜査関係事項の照会	22
	馬主の資格及び身元確認	1
	建設業許可申請に係る照会	1
	産業廃棄物処理業の許可における調査	1
	職業紹介事業関係事務	1
	不動産特定共同事業関係事務	1
	不適正な取引の調査	1
	消費生活相談データ	

個人情報記載	外部提供の内容	件数
国民健康保険関係データ	捜査関係事項照会	1
	国税の調査、照会	2
	私立幼稚園等園児保護者補助金業務等	1
	奨学金支給算定事務	1
	生活保護に係る所得の調査照会	2
	介護保険料賦課・給付負担割合に係る調査照会	1
	都営住宅使用者等の所得等情報の照会	1
	子ども医療費受給資格の認定における所得情報の照会	1
	ひとり親家庭等医療費受給資格の認定における所得情報の照会	1
	扶養義務者の費用の負担能力の認定に係る所得等の照会	1
軽自動車データ	臨時福祉給付金の支給に係る課税状況等の照会	1
	捜査関係調査、照会	1
	生活保護に係る資産照会	2
	放置バイクの照会	2
	保管バイクの照会	1
	農業委員会運営業務	1
	税の調査、照会	1
	滞納整理業務	1
	生産緑地関係業務	1
	就労援助業務	2
固定資産税課税関係データ	避難行動要支援者支援	4
	7.5歳以上リスト	8
	介護保険関係データ	330
	介護保険関係データ	1
	児童手当等関係データ	1
	新入学年齢児童生徒データ	1
	防犯カメラデータ	5
	選挙人名簿データ	4
	政治活動関係業務	2
	合計	635

専第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日付けで小金井市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市市税条例の一部を改正する条例(別紙のとおり)

平成30年3月31日

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第51条第3項」を「第51条第5項」に、「第54条」を「第54条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第14条第1項中「によって」を「により」に改める。

第17条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第29条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同条第5項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第49条第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第49条第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第51条第7項中「第54条第2項」を「第54条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に、「市町村税」を「市町村民税」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店もしくは主たる事務所もしくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第54条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第51条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第54条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第54条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第52条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市町村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第54条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条に次の2項を加える。

5 第51条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第54条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第54条第4項の申告書の提出期

限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第52条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市町村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第54条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第60条中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第67条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

付則第6条第1項中「第51条第3項」を「第51条第5項」に改め、同条第2項中「第54条」を「第54条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

付則第7条第1項中「第54条に」を「第54条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

付則第18条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

付則第18条の2第12項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第11項を同条第15項とし、同条第10項を同条第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

付則第18条の2第8項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「2分の1」を「12分の7」に改め、同項を同条第9項とし、

同項の前に次の2項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

付則第19条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第21条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

付則第22条の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

付則第24条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第25条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第26条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第27条の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

付則第28条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第34条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第54条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専第1号資料1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

2 改正内容

- (1) 法人の市民税の申告納付について、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項並びに同法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについて規定する（法人市民税関係。法第321条の8、条例第51条第2項及び第3項）。
- (2) 法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。）のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定する（法人市民税関係。法第327条、条例第54条）。
- (3) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。
 - ア 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設に適用する課税標準の特例として市町村の条例で定める割合を3分の1から2分の1に改正する（固定資産税関係。法附則第15条第2項、条例付則第18条の2第1項）。
 - イ 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設に適用する課税標準の特例を廃止する（固定資産税関係。法附則第15条第2項、条例付則第18条の2）。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定の発電設備に適用する課税標準の特例措置について、次の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

- ア 太陽光発電設備のうち、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備を除き、一定の規模以上の設備に適用する課税標準の特例措置として市町村の条例で定める割合を $\frac{7}{12}$ とする（固定資産税関係。法附則第15条第32項、条例付則第18条の2第9項）。
- イ 風力発電設備のうち、一定の規模未満の設備に適用する課税標準の特例措置として市町村の条例で定める割合を $\frac{3}{4}$ とする（固定資産税関係。法附則第15条第32項、条例付則第18条の2第10項）。
- ウ 水力発電設備のうち、一定の規模以上の設備に適用する課税標準の特例措置として市町村の条例で定める割合を $\frac{2}{3}$ とする（固定資産税関係。法附則第15条第32項、条例付則第18条の2第6項）。
- エ 地熱発電設備のうち、一定の規模未満の設備に適用する課税標準の特例措置として市町村の条例で定める割合を $\frac{2}{3}$ とする（固定資産税関係。法附則第15条第32項、条例付則第18条の2第7項）。
- オ バイオマス発電設備のうち、一定の規模以上一定の規模未満に適用する課税標準の特例措置として市町村の条例で定める割合を $\frac{2}{3}$ とする（固定資産税関係。法附則第15条第32項、条例付則第18条の2第8項）。
- (5) 市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅の敷地の用に供する土地に係る固定資産税の減額措置を廃止する（固定資産税関係。法附則第15条の8、条例付則第19条）。
- (6) バリアフリー改修が行われた劇場、音楽堂等に係る固定資産税の減額措置を新設する（固定資産税関係。法附則第15条の11、条例付則第19条第12項）。
- (7) 平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置等を継続する（固定資産税関係。法附則第17条から第19条まで、条例付則第21条、条例付則第22条、条例付則第24条から第26条まで、条例付則第28条、条例付則第34条）。
- (8) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(付則第1条)

4 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第54条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（付則第2条）

(2) 固定資産税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

ウ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

エ 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（付則第3条）

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数) 第12条 前条、第37条第2項、第51条第5項、第52条第2項、第54条第1項及び第4項、第66条第2項、第87条第2項、第115条第5項、第118条第2項、第128条第2項並びに第130条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(個人の市市民税の非課税の範囲) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市市民税(第2号に該当する者)については、<u>第55条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)</u>を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p> <p>2 省略 (均等割の税率) 第17条 省略</p> <p>第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄に定める額</u>とする。</p> <p>省略</p> <p>3 省略 4 省略 (市市民税の申告) 第29条 省略</p> <p>2 省略 3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する者を除く。)は、<u>雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、</u>3</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数) 第12条 前条、第37条第2項、第51条第3項、第52条第2項、第54条第2項、第66条第2項、第87条第2項、第115条第5項、第118条第2項、第128条第2項及び第130条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(個人の市市民税の非課税の範囲) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市市民税(第2号に該当する者)については、<u>第55条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)</u>を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p> <p>2 省略 (均等割の税率) 第17条 省略</p> <p>第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄に定める額</u>とする。</p> <p>省略</p> <p>3 省略 4 省略 (市市民税の申告) 第29条 省略</p> <p>2 省略 3 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する者を除く。)は、<u>雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、</u>3</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p>

<p>月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>ては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p>	<p>4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。</p>
<p>5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第13条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項もしくは第3項の規定により前年の給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>	<p>5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第13条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項もしくは第3項の規定により前年の給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得もしくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p>
<p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第13条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他要な事項を申告させることができる。</p>	<p>6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第13条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他要な事項を申告させることができる。</p>
<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなつた日その他要な事項を申告させることができる。</p>	<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第13条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなつた日その他要な事項を申告させることができる。</p>
<p>(特別徴収義務者) 第47条 前条第1項の規定に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。</p>	<p>(特別徴収義務者) 第47条 前条第1項の規定に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。</p>
<p>第49条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年</p>	<p>第49条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年</p>

規定の整備

<p>3 定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>特定の場合に法人税割額から控除する規定の新設</p>
<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>法の施行地に本店もしくは主たる事務所もしくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第9項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間)については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならぬ。</p>	<p>項の繰下げ 法の改正に伴う規定の整備及び項の整備及び項の繰下げ</p>
<p>6 省略</p>	<p>項の繰下げ</p>
<p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第9項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定</p>	<p>項の繰下げ 法の改正に伴う規定の整備及び項の整備及び項の繰下げ</p>

による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略
(2) 省略

8 省略

9 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第52条第3項及び第54条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第52条第3項及び第54条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第54条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第54条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第54条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれを併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第54条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれを併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し

による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 省略
(2) 省略

6 省略

7 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第52条第3項及び第54条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第52条第3項及び第54条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第54条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第54条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第54条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれを併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第54条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれを併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し

項の繰下げ
を
法改正に伴う規
定の整備及び項
の繰下げ

<p>て納付しなければならぬ。</p> <p>2 第51条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第54条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第54条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>して納付しなければならない。</p> <p>不正行為等により法人市民税を免れた法人に対する規定の追加</p>
<p>3 第52条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第54条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>同上</p>
<p>4 法人税法第81条の2第22条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けようとするもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間であるものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>5 第51条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この</p>	<p>2 法人税法第81条の2第22条第1項の規定によって法人税に係る申告書規定の整備及び提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けようとするもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間であるものとの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>不正行為等による</p>

場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の1第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第54条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第54条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6. 第52条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市町村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第54条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第60条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければなら

ない。
(固定資産税の納税義務者等)

第67条 省略

2 } 省略
? }
6 }

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、

り法人市民税を免れた法人に対する規定の追加

不正行為等により法人市民税を免れた法人に対する規定の追加

(特別徴収税額の納入の義務等)

第60条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければなら

ない。
(固定資産税の納税義務者等)

第67条 省略

2 } 省略
? }
6 }

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、規定の整備

当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限る、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

付 則

（延滞金の割合等の特例）

第6条 当分の間、第11条、第37条第2項、第51条第5項、第52条第2項、第66条第2項、第87条第2項、第115条第5項、第118条第2項、第128条第2項（第136条において準用する場合を含む。）及び第130条第2項（第136条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、年14.6パーセントの割合に「特例基準割合適用年」という。中にあっては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第7条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第54条第1項及び第4項に規定する延滞

当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限る、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

付 則

（延滞金の割合等の特例）

第6条 当分の間、第11条、第37条第2項、第51条第3項、第52条第2項、第66条第2項、第87条第2項、第115条第5項、第118条第2項、第128条第2項（第136条において準用する場合を含む。）及び第130条第2項（第136条において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。中にあっては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第54条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第7条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第54条に規定する延滞金の割合を同項に同上

金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第54条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントを超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の2第4第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該年5.5パーセントに係る第54条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第54条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 省略

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

法改正に伴う汚水等処理施設に係る課税標準の特例の条例で定める割合の規定の整備

法改正に伴う特定有害物質排出抑制施設に係る課税標準の特例の廃止

<p>3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>法改正に伴う引 用条項の整備及 び項の繰上げ</p>
<p>4 省略</p>	<p>5 省略</p>	<p>項の繰上げ</p>
<p>5 省略</p>	<p>6 省略</p>	<p>同上</p>
<p>6 法附則第15条第3項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>		<p>法改正に伴う再 生可能エネルギー 一発電設備に係 る課税標準の特 例の条例で定め る割合の規定の 追加</p>
<p>7 法附則第15条第3項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>		<p>同上</p>
<p>8 法附則第15条第3項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>		<p>同上</p>
<p>9 法附則第15条第3項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は1/2分の7とする。</p>	<p>7 法附則第15条第3項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>法改正に伴う再 生可能エネルギー 一発電設備に係 る課税標準の特 例の条例で定め る割合の規定の 改正及び項の繰 下げ</p>
<p>10 法附則第15条第3項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>8 法附則第15条第3項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>同上</p>
<p>11 法附則第15条第3項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条第3項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>同上</p>
<p>12 法附則第15条第3項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>		<p>法改正に伴う再 生可能エネルギー 一発電設備に係</p>

<p>1 3 法附則第15条第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>課税標準の特例の条例で定める割合の規定の追加 法改正に伴う再生可能エネルギー一発設備に係る課税標準の特例の条例で定める割合の規定の追加 項の繰下げ 同上</p>
<p>1 4 省略 1 5 省略</p>	<p>1 0 省略 1 1 省略</p>
<p>1 6 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第19条 省略 2 省略</p>	<p>1 2 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第19条 省略 2 省略 3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令附則第12条第9項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条第4項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 土地の所在、地目及び地積 (3) 令附則第12条第9項各号に掲げる土地の区分</p>
<p>3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次</p>	<p>4 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次</p> <p>市街化区域農地を転用して新築した貸家住宅の敷地の用に供する土地に係る固定資産税の減額措置の廃止</p>

<p>に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 省略</p> <p>4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) }</p>	<p>に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第7項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 省略</p> <p>5 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) }</p>	<p>に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 省略</p> <p>6 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 省略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>び項の繰上げ</p>
---	---	---	---------------

<p>(1) } 省略 (2) } (6) }</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) }</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 省略</p>	<p>(1) } 省略 (2) } (6) }</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) }</p> <p>(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 省略</p>
<p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p> <p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅に</p>	<p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅に</p>
<p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p> <p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅に</p>	<p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅に</p>

<p>ついて、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) } 省略 (2) } (6) }</p> <p>1.0 法附則第15条の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p> <p>1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第13項に規定する補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつ</p>	<p>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) } 省略 (2) } (6) }</p> <p>1.1 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p> <p>(6) 省略</p> <p>1.2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) } 省略 (2) } (4) }</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつ</p>
---	---

<p>た当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 省略</p>	<p>1.2 法附則第15条の1第1項の改修実演芸術公演施設について、 同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂いづれに該当するかの別</p> <p>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</p> <p>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第21条 省略</p> <p>(1) } 省略 く } (5) }</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（付</p>
--	--

<p>た当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 省略</p>	<p>バリアフリー改修が行われた劇場、音楽堂等に係る固定資産税の減額措置の新設に伴う申告の規定の追加</p> <p>(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特例期間の延長の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第21条 省略</p> <p>(1) } 省略 く } (5) }</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項（付</p>
--	--

則第26条の場合には法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、付則第28条の場合には法附則第19条の第4第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7) 省略
(8) 省略

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第22条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず平成31年度又は平成32年度の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税の特例)

第24条 宅地等(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度の固定資産税に係る前年度の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の

則第26条の場合にあつては法附則第19条第2項において準規定の整備用する法附則第18条第6項、付則第28条の場合にあつては法附則第19条の第4第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7) 省略
(8) 省略

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第22条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず平成28年度又は平成29年度の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であつて、平成29年度の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度の固定資産税の特例)

第24条 宅地等(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る平成27年度から平成29年度までの各年度の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度の固定資産税に係る前年度の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の

特例期間の延長

適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度の固定資産税に係る前年度の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定

適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度の固定資産税に係る前年度の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た

特例期間の延長及び規定の整備

める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第25条 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第25条 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

<p>(市街化区域農地に對して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第28条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地</p>	<p>(市街化区域農地に對して課する昭和47年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第28条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地</p>
---	--

等 (付則第21条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第126条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格 (法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格 (法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 } 省略
 4 }
 5 }

付 則
 (施行期日)
 第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
 (市民税に関する経過措置)
 第2条 この条例による改正後の小金井市市税条例 (以下「新条例」という。) 第54条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
 (固定資産税に関する経過措置)
 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関

等 (付則第21条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第126条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格 (法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格 (法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 } 省略
 4 }
 5 }

特例期間の延長

する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成30年度税制改正に伴うわがまち特例の特例割合改正一覧（平成30年4月1日施行分）

対象資産	取得時期	対象資産の具体例	法に規定する特例割合の範囲	条例で定める割合	特例適用期間	根拠法令・条項	上段：改正前	下段：改正後
汚水又は廃液の処理施設	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等	3分の1を参酌して6分の1以上 2分の1以下	3分の1	期限なし	地方税法附則第15条第2項第1号 小金井市市税条例付則第18条の2第1項		
	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等（バーク処理装置を除く。）	2分の1を参酌して3分の1以上 3分の2以下	2分の1		地方税法附則第15条第2項第1号 小金井市市税条例付則第18条の2第1項		
太陽光発電設備	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	太陽光発電設備（認定発電設備以外で、政府の補助を受けて設置した設備）	3分の2を参酌して2分の1以上 6分の5以下	2分の1 （推進）	3年度分	地方税法附則第15条第32項第1号イ 小金井市市税条例付則第18条の2第5項		
	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	出力が1,000kW未満の太陽光発電設備（認定発電設備以外で、政府の補助を受けて設置した設備）	3分の2を参酌して2分の1以上 6分の5以下	2分の1 （推進）		地方税法附則第15条第32項第1号イ 小金井市市税条例付則第18条の2第4項		
風力発電設備	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	認定風力発電設備	4分の3を参酌して1.2分の7以上 1.2分の1以下	1.2分の7 （推進）	3年度分	地方税法附則第15条第32項第2号イ 小金井市市税条例付則第18条の2第9項		
	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	出力が20kW以上の認定風力発電設備	3分の2を参酌して2分の1以上 6分の5以下	3分の2		地方税法附則第15条第32項第1号ロ 小金井市市税条例付則第18条の2第6項		
水力発電設備	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	出力が20kW未満の認定風力発電設備	4分の3を参酌して1.2分の7以上 1.2分の1以下	4分の3	3年度分	地方税法附則第15条第32項第2号ロ 小金井市市税条例付則第18条の2第10項		
	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	出力が5,000kW以上の認定水力発電設備 出力が1,000kW未満の認定地熱発電設備 出力が10,000kW以上20,000kW未満の認定バイオマス発電設備	2分の1を参酌して3分の1以上 3分の2以下	2分の1		地方税法附則第15条第32項第2号イ、ロ、ハ 小金井市市税条例付則第18条の2第7項、第8項、第9項		
水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	出力が5,000kW以上の認定水力発電設備 出力が1,000kW未満の認定地熱発電設備 出力が10,000kW以上20,000kW未満の認定バイオマス発電設備	3分の2を参酌して2分の1以上 6分の5以下	3分の2	3年度分	地方税法附則第15条第32項第1号ハ、ニ、ホ 小金井市市税条例付則第18条の2第6項、第7項、第8項		
	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	出力が5,000kW未満の認定水力発電設備 出力が1,000kW以上の認定地熱発電設備 出力が10,000kW未満の認定バイオマス発電設備	2分の1を参酌して3分の1以上 3分の2以下	2分の1		地方税法附則第15条第32項第3号イ、ロ、ハ 小金井市市税条例付則第18条の2第11項、第12項、第13項		

専第2号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日付けで小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(写)

専決処分書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成30年3月31日

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第1条の3の次に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第1条の4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付則第2条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第3条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第4条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成3

2年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第5条、第6条、第7条（見出しを含む。）及び第9条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第10条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第13条中「から第24項まで」を「、第18項、第20項から第24項まで」に改める。

付則第14条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専第2号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市都市計画税条例をいう。）。

2 改正内容

- (1) バリアフリー改修が行われた劇場、音楽堂等に係る都市計画税の減額措置を新設する（法附則第15条の11、条例付則第1条の4）。
- (2) 土地に対して課する各年度分の都市計画税の特例措置を延長する（法附則第17条、法附則第25条、法附則第26条、法附則第27条の2、条例付則第2条から第7条まで、条例付則第9条、条例付則第10条、条例付則第14条）。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行する（付則第1条）。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による（付則第2条）。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則</p> <p>(<u>改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告</u>)</p> <p>第1条の4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者については、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>(宅地等)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の</p>	<p>付 則</p> <p>(宅地等)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の</p>	<p>バリアフリー改修が行われた劇場、音楽堂等に係る都市計画税の減額措置の新設に伴う申告の規定の新設</p> <p>特例期間の延長</p>

都市計画税の特例

第2条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合は、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当

都市計画税の特例

第2条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合は、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

規定の整備

特例期間の延長

特例期間の延長

該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第7条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得

該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第7条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得

規定の整備

特例期間の延長

同上

同上

た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
省略	

第9条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の都市計画税の額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額と

た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
省略	

第9条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度の都市計画税の額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画規定の整備

特例期間の延長

<p>する。</p> <p>第13条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第44項もしくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「もしくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第14条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>	<p>税額とする。</p> <p>第13条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第44項もしくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「もしくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>第14条 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p>	<p>法改正に伴う引用条項の整備</p> <p>引用法律の変更 特例期間の延長</p>
--	---	---

諮問第2号

審査請求に関する諮問について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項に規定する処分についての審査請求があったので、同項の規定により、別紙のとおり本市議会に諮問する。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

審査請求に関する諮問について

1 審査請求の概要

(1) 審査請求人

住所 東京都小金井市

氏名 A

(2) 審査請求に係る処分

小金井市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成29年8月3日付けでした特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額変更処分（以下「本件処分」という。）

(3) 本件処分があったことを知った年月日

平成29年8月6日

(4) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(5) 審査請求の理由

ア 本件処分につき小金井市より、書面にて利用者負担額が変更となるとの通知が届いた。

イ 利用者負担額の変更前と変更後は以下のとおり

(i) (変更前利用者負担月額) 7,600円

(ii) (変更後利用者負担月額) 53,900円

(iii) (利用者負担月額差額) (i) - (ii) = 46,300円 (年額差額46,300円 × 12か月 = 555,600円)

ウ 書面の内容によると、小金井市子ども家庭部の市職員が利用者負担額の算定を行った際、確認漏れがあったため、誤った利用額を算定してしまったもの、とのことであった。

エ しかし、上記のとおり変更前後の利用者負担月額の差額は46,300円ともなり、一方的な書面による通知では到底納得することはできず、本年8月23日に詳細な説明を聞くべく、小金井市子ども家庭部保育課に伺い、直接口頭による説明を求めた。

オ 同課の職員2名より本件の経緯及び誤りにつき説明を受けたが、利用者負担額を算定する過程の一部において職員の手作業による入力作業があり、二重チェックも行っているが今回のようなヒューマンエラーが発生してしまったとの

ことであった。

カ 職員の説明は機械的であり、おおよそ私共側の意見など受け入れる素振りが全くなかった。

キ 私共側から「利用者負担額の差額を支払わない場合はどうなるか」との問いに対し、同課からの書面回答内及び同課との電話中の会話内に「処分」、「督促」という単語が使用されたが、市側の事務誤りを棚に上げ、そのような単語を用いられたのは私共側としては誠に遺憾である。

ク 同課は、私共側の態度が硬化したことにより初めて対話と詳細な説明を行おうとしてきたが、そもそも一方的な書面通知から始まり、これまでの経緯を鑑みると「市民の悩みと相談事について積極的に解決」しようという姿勢が見られず、小金井市のガバナンス体制に大きな疑問を警鐘せざるを得ない。

ケ 今後、市民の声に真摯に耳を向けてほしいと考え、本審査請求に至ったものである。

(6) 審査請求の年月日

平成30年1月4日

(7) 審査請求期間を経過して提起した正当な理由

ア 審査請求は初めての手続であり、その請求期間について認識がなかったこと。

イ 審査請求の説明を担当者より受けた際に、請求期間について説明をいただけなかったこと。

ウ 慣れない手続であり、自身の判断のみで各種対応、応対ができず、単身赴任中である夫の帰省時のみ、相談の上、審査請求を進めていたこと。

2 事実の経過

(1) 平成28年11月7日から同月18日までの間、処分庁は、平成29年4月1日からの保育施設等利用申請の受付を実施した。

(2) 平成28年11月12日、請求人は、小金井市保育の実施に関する規則（平成26年規則第45号。以下「実施規則」という。）第2条第1項に基づき支給認定申請書兼保育施設等利用申請書を処分庁に提出し、処分庁はこれを収受した。

(3) 平成29年2月10日、処分庁は、実施規則第3条第2項に基づき請求人に係る利用調整を行い、同条第4項に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用調整結果通知書を請求人に送付した。あわせて、処分庁は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条に基づき請求人に係る支給認定

を行い、小金井市子ども・子育て支援法の施行に関する規則（平成26年規則第43号）第5条第1項に基づき支給認定通知書を請求人に送付した。

- (4) 平成29年3月22日、処分庁は、請求人が監護する申請児童について小金井市立保育園において保育の実施が可能と判断されたことから、実施規則第3条第6項に基づき保育所利用承諾通知書を請求人に送付した。
- (5) 平成29年4月1日、請求人が監護する申請児童が小金井市立保育園に入所した。
- (6) 平成29年4月19日、処分庁は、小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号。以下「条例」という。）第3条及び第4条に基づき請求人に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）の決定を行い、小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年規則第38号。以下「条例施行規則」という。）第5条に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額決定通知書を請求人に送付した。
- (7) 平成29年8月3日、処分庁は、請求人に係る利用者負担額の誤りを発見したことから条例第3条及び第4条に基づきこれを変更し、条例施行規則第5条に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額変更通知書を請求人に送付した。
- (8) 平成29年8月6日、請求人は、本件処分があったことを知った。
- (9) 平成30年1月4日、請求人は、本件審査請求を提起した。
- (10) 平成30年1月12日、審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第23条に基づき請求人に補正を命じた。
- (11) 平成30年2月5日、請求人は、審査庁に補正書を提出した。

3 審査庁の裁決方針

次のとおり、本件審査請求は却下するのが相当である。

行服法第18条第1項本文は、処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときはすることができないと規定し、また、同項ただし書は、正当な理由があるときはこの限りでないと規定する。ここにいう正当な理由とは、天災地変等一般的に請求人ではいかんともしがたい客観的事情により審査請求をすることができなかつた場合に限られないが、請求人の単な

る主観的事情により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、請求人が審査請求のため通常なすべき注意を払ったにもかかわらず請求期間内に請求できなかった場合等期間経過の責めを請求人に帰するのが相当でないとは判断される事情が存する場合をいうと解すべきである。

これを本件についてみると、前記2のとおり、本件処分は平成29年8月3日になされ、請求人が本件処分があったことを知った日は同月6日であることが認められる。そうすると、本件審査請求は平成30年1月4日に提起されていることから、行服法第18条第1項本文が規定する処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過後になされていることが明らかである。この点、請求人は、請求期間の認識がなく、それについての説明も受けなかった、自身のみでは判断できなかったなどと主張するものの、本件処分に係る通知書には請求人を名宛人として正しい請求期間が記載されているところ、いずれの主張も請求人の単なる主観的事情にすぎず、同項ただし書が規定する正当な理由があるときに当たる事情とは認められない。

関係法令について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての審査請求）

第229条 省略

- 2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 4 省略

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

（審査請求期間）

第18条 処分についての審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 省略

3 省略

（審査請求書の提出）

第19条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 審査請求に係る処分の内容
- (3) 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日
- (4) 審査請求の趣旨及び理由
- (5) 処分庁の教示の有無及びその内容
- (6) 審査請求の年月日

3 省略

4 省略

5 処分についての審査請求書には、第2項及び前項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 審査請求期間の経過後において審査請求をする場合 前条第1項ただし書又は第2項ただし書に規定する正当な理由
(審査請求書の補正)

第23条 審査請求書が第19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第45条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 省略

3 省略

議案第44号

平成30年度

小金井市

一般会計補正予算

(第1回)

平成30年度小金井市一般会計補正予算（第1回）

平成30年度小金井市の一般会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,071,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成30年6月1日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 使用料及び手数料		千円 862,733	千円 10,434	千円 873,167
	1 使用料	407,401	10,434	417,835
13 国庫支出金		7,849,613	1,653	7,851,266
	2 国庫補助金	2,416,222	1,653	2,417,875
14 都支出金		7,024,081	1,466	7,025,547
	2 都補助金	4,224,856	1,266	4,226,122
	3 委託金	940,993	200	941,193
歳 入 合 計		44,058,000	13,553	44,071,553

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 370,825	千円 △364	千円 370,461
	1 議 会 費	370,825	△364	370,461
2 総 務 費		3,630,258	△96,548	3,533,710
	1 総 務 管 理 費	2,807,927	△91,631	2,716,296
	2 徴 税 費	483,505	△2,941	480,564
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	253,402	△1,325	252,077
	4 選 挙 費	42,702	△359	42,343
	6 監 査 委 員 費	34,428	△292	34,136
3 民 生 費		20,069,241	13,983	20,083,224
	1 社 会 福 祉 費	7,099,465	3,341	7,102,806
	2 児 童 福 祉 費	9,459,093	8,862	9,467,955
	3 生 活 保 護 費	3,477,730	2,042	3,479,772
	4 国 民 年 金 費	32,953	△262	32,691
4 衛 生 費		4,257,746	△3,731	4,254,015
	1 保 健 衛 生 費	1,012,430	△1,260	1,011,170
	2 清 掃 費	3,245,316	△2,471	3,242,845
7 商 工 費		186,098	776	186,874
	1 商 工 費	186,098	776	186,874
8 土 木 費		8,076,718	19,215	8,095,933
	1 土 木 管 理 費	236,563	△1,213	235,350
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,271,189	12,649	2,283,838
	4 都 市 計 画 費	5,556,540	7,779	5,564,319
10 教 育 費		3,289,677	△7,143	3,282,534
	1 教 育 総 務 費	715,408	△1,629	713,779
	2 小 学 校 費	942,015	△2,166	939,849
	3 中 学 校 費	580,398	△638	579,760
	4 社 会 教 育 費	700,348	△2,424	697,924
	5 保 健 体 育 費	351,508	△286	351,222
13 予 備 費		69,750	87,365	157,115
	1 予 備 費	69,750	87,365	157,115
歳 出 合 計		44,058,000	13,553	44,071,553

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
新庁舎・(仮称)新福社会館 建設基本設計委託料	平成30年度 ～平成31年度	73,775千円
新庁舎・(仮称)新福社会館 建設コンストラクション・ マネジメント委託料	平成30年度 ～平成31年度	59,487千円
樹木伐採等委託料	平成30年度 ～平成31年度	5,888千円
空缶・古紙等仮処理施設借 上料	平成30年度 ～平成36年度	167,835千円
自転車駐車場指定管理委託 料その2	平成31年度 ～平成32年度	自転車駐車場の管理運営 に要する額

議案第44号資料1

平成30年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 1 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 使用料及 手 数 び料		千円 862,733	千円 10,434	千円 873,167
	1 使 用 料	407,401	10,434	417,835
13 国庫支出金		7,849,613	1,653	7,851,266
	2 国 庫 補 助 金	2,416,222	1,653	2,417,875
14 都 支 出 金		7,024,081	1,466	7,025,547
	2 都 補 助 金	4,224,856	1,266	4,226,122
	3 委 託 金	940,993	200	941,193
歳 入 合 計		44,058,000	13,553	44,071,553

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 370,825	千円 △364	千円 370,461
	1 議 会 費	370,825	△364	370,461
2 総 務 費		3,630,258	△96,548	3,533,710
	1 総 務 管 理 費	2,807,927	△91,631	2,716,296
	2 徴 税 費	483,505	△2,941	480,564
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	253,402	△1,325	252,077
	4 選 挙 費	42,702	△359	42,343
	6 監 査 委 員 費	34,428	△292	34,136
3 民 生 費		20,069,241	13,983	20,083,224
	1 社 会 福 祉 費	7,099,465	3,341	7,102,806
	2 児 童 福 祉 費	9,459,093	8,862	9,467,955
	3 生 活 保 護 費	3,477,730	2,042	3,479,772
	4 国 民 年 金 費	32,953	△262	32,691
4 衛 生 費		4,257,746	△3,731	4,254,015
	1 保 健 衛 生 費	1,012,430	△1,260	1,011,170
	2 清 掃 費	3,245,316	△2,471	3,242,845
7 商 工 費		186,098	776	186,874
	1 商 工 費	186,098	776	186,874
8 土 木 費		8,076,718	19,215	8,095,933
	1 土 木 管 理 費	236,563	△1,213	235,350
	2 道 路 橋 り よ う 費	2,271,189	12,649	2,283,838
	4 都 市 計 画 費	5,556,540	7,779	5,564,319
10 教 育 費		3,289,677	△7,143	3,282,534
	1 教 育 総 務 費	715,408	△1,629	713,779
	2 小 学 校 費	942,015	△2,166	939,849
	3 中 学 校 費	580,398	△638	579,760
	4 社 会 教 育 費	700,348	△2,424	697,924
	5 保 健 体 育 費	351,508	△286	351,222
13 予 備 費		69,750	87,365	157,115
	1 予 備 費	69,750	87,365	157,115

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			△364
			△364
219			△96,767
219			△91,850
			△2,941
			△1,325
			△359
			△292
1,653			12,330
			3,341
			8,862
1,653			389
			△262
			△3,731
			△1,260
			△2,471
1,047			△271
1,047			△271
		10,434	8,781
			△1,213
		10,434	2,215
			7,779
200			△7,343
200			△1,829
			△2,166
			△638
			△2,424
			△286
			87,365
			87,365

款	項	補正前の額	補正額	計
歳 出 合 計		千円 44,058,000	千円 13,553	千円 44,071,553

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
3,119		10,434	0

2 歳入

款 12 使用料及び手数料

項 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
5 土木使用料	千円 210,247	千円 10,434	千円 220,681	2 駐車場使用料	千円 10,434

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費国庫補助金	千円 259,119	千円 1,653	千円 260,772	1 社会福祉費補助金	千円 1,653

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費都補助金	千円 1,100,242	千円 219	千円 1,100,461	3 防犯設備補助事業補助金	千円 219
5 商工費都補助金	21,268	1,047	22,315	1 商工費補助金	1,047

説	明	千円
1 自転車駐車場使用料 (小金井市有料自転車駐車場条例第6条)	(交通対策課)	10,434

説	明	千円
3 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱) 補助率 3/4、1/2	(地域福祉課)	1,653

説	明	千円
1 防犯設備補助事業補助金 (東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱) 補助率 7/12	(地域安全課)	219
1 新・元気を出せ！商店街事業補助金 (東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2、1/3	(経済課)	435
3 消費者行政活性化交付金 (東京都消費者行政活性化交付金交付要綱) 補助率 10/10	(経済課)	612

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5 教育費委託金	千円 7,729	千円 200	千円 7,929	1 教育費委託金	千円 200

説	明	千円
4 <u>オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金</u> (オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施要項、オリンピック・ パラリンピック教育推進事業費支払基準)	(指 導 室)	200

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	370,825	△ 364	370,461			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 364			
△ 364	3 職員手当等	△ 364	1 職員人件費その他 (職員課) △ 364
			3 職員手当等 (△ 364)

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,364,887	△ 8,702	1,356,185	219		
				219		
2 文書管理費	520,767	21,166	541,933			
7 財産管理費	314,761	756	315,517			
8 企画調整費	53,076	△ 5,277	47,799			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 8,921			
△ 9,046	3 職員手当等	△ 9,046	1 職員人件費その他 () △ 9,046
	19 負担金補助及び交付金	344	(1) 職員課関係経費 △ 8,910 3 職員手当等 (△ 8,910) (2) 職員課関係経費(再任用職員) △ 136 3 職員手当等 (△ 136)
125			13 安全・安心まちづくり対策に要する経費 (地域安全課) 344
			19 負担金補助及び交付金 (344) 防犯設備整備事業補助金 344
21,166			
20,898	13 委託料	21,166	2 電算業務に要する経費 (情報システム課) 20,898
			13 委託料 (20,898) 新庁舎・(仮称)新福祉会館建設 ICT整備方針等策定支援委託料 20,898
268			6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 268
			13 委託料 (268) 基幹系システム修正委託料(公職 選挙法一部改正対応分) 268
756			
756	13 委託料	756	1 財産管理に要する経費 (管財課) 756
			13 委託料 (756) 庁舎建設予定地分割測量委託料 756
△ 5,277			
△ 5,277	8 報償費	△ 105	7 市制施行60周年記念事業に要する経費 () △ 5,277
	11 需用費 1 消耗品費	△ 75 △ 75	(1) 企画政策課関係経費 △ 5,277 8 報償費 (△ 105) 小金井グランドデザインワークシ ョップ保育士謝礼 △ 29 小金井グランドデザインワークシ ョップ手話通訳者謝礼 △ 76
	12 役務費 1 郵便料	△ 366 △ 366	11 需用費 (△ 75) 消耗品費 (△ 75) 12 役務費 (△ 366) 郵便料 △ 366
	13 委託料	△ 4,731	13 委託料 (△ 4,731) 小金井グランドデザイン策定支援 等委託料 △ 4,731

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
13 庁舎建設基金費	100,114	△ 100,000	114			
14 庁舎建設費	0	426	426			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 100,000			
△ 100,000	25 積立金	△ 100,000	1 庁舎建設基金積立金 (管 財 課) △ 100,000
			25 積立金 (△ 100,000) 庁舎建設基金積立金 (積立元金) △ 100,000
426			
426	8 報償費	191	1 新庁舎等建設に要する経 費 (企 画 政 策 課) 426
	11 需用費	40	
	1 消耗品費	40	8 報 償 費 (191) 新庁舎・(仮称)新福社会館建設 基本設計委託事業者選考等委員会 委員謝礼 150
	12 役務費	10	公開プレゼンテーション等保育士 謝礼 15
	1 郵便料	10	公開プレゼンテーション等手話通 訳者謝礼 26
	13 委託料	185	11 需 用 費 (40) 消 耗 品 費 40 12 役 務 費 (10) 郵 便 料 10 13 委 託 料 (185) 新庁舎・(仮称)新福社会館建設 基本設計委託事業者選考等委員会 会議録作成委託料 185

款 2 総務費

項 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	366,356	△ 2,941	363,415			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,941			
△ 2,941	3 職員手当等	△ 2,941	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,941
			3 職員手当等 (△ 2,941)

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	253,402	△ 1,325	252,077			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,325			
△ 1,325	3 職員手当等	△ 1,325	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,325
			3 職員手当等 (△ 1,325)

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	42,416	△ 359	42,057			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 359			
△ 359	3 職員手当等	△ 359	1 職員人件費その他 (職員課) △ 359
			3 職員手当等 (△ 359)

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	34,428	△ 292	34,136			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 292			
△ 292	3 職員手当等	△ 292	1 職員人件費その他 (職員課) △ 292
			3 職員手当等 (△ 292)

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	906,804	△ 1,495	905,309			
4 高齢者福祉費	465,252	4,769	470,021			
i1 福祉会館費	0	67	67			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,495			
△ 2,503	1 報酬	1,008	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,503
	3 職員手当等	△ 2,503	3 職員手当等 (△ 2,503)
1,008			2 社会福祉委員に要する経費 (地域福祉課) 1,008
			1 報酬 (1,008) 社会福祉委員報酬 1,008
4,769			
4,769	13 委託料	4,769	8 小金井市シルバー人材センターに要する経費 (介護福祉課) 4,769
			13 委託料 (4,769) 高齢者作業施設等解体設計委託料 4,769
67			
67	11 需用費 1 消耗品費	33 33	1 (仮称)新福社会館建設に要する経費 (地域福祉課) 67
	12 役務費 1 郵便料	34 34	11 需用費 (33) 消耗品費 33 12 役務費 (34) 郵便料 34

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	4,924,364	△ 4,096	4,920,268			
4 保育園費	1,048,770	12,958	1,061,728			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 4,096			
△ 4,096	3 職員手当等	△ 4,096	1 職員人件費その他 (職員課) △ 4,096 3 職員手当等 (△ 4,096)
12,958			
△ 7,322	1 報酬	20,280	1 職員人件費その他 (職員課) △ 7,322
	3 職員手当等	△ 7,322	3 職員手当等 (△ 7,322)
20,280			3 保育園運営に要する経費 (保育課) 20,280 1 報 酬 (20,280) 保育士補助業務非常勤嘱託職員報 酬 20,280

款 3 民 生 費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	183,687	2,042	185,729	1,653		
				1,653		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
389			
△ 1,263	3 職員手当等	△ 1,263	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,263
	13 委託料	3,305	3 職員手当等 (△ 1,263)
1,652			2 生活保護事務に要する経費 (地域福祉課) 3,305
			13 委託料 (3,305)
			生活保護システム改修委託料 (基準額見直し等対応分) 3,305

款 3 民 生 費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	32,953	△ 262	32,691			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 262			
△ 262	3 職員手当等	△ 262	1 職員人件費その他 (職員課) △ 262
			3 職員手当等 (△ 262)

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	704,782	△ 1,260	703,522			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,260			
△ 1,260	3 職員手当等	△ 1,260	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,260
			3 職員手当等 (△ 1,260)

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	262,280	△ 2,471	259,809			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,471			
△ 2,471	3 職員手当等	△ 2,471	1 職員人件費その他 (職員課) △ 2,471
			3 職員手当等 (△ 2,471)

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	83,778	△ 94	83,684	612		
				612		
2 商工振興費	84,755	870	85,625	435		
				435		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 706			
△ 706	3 職員手当等	△ 706	1 職員人件費その他 (職員課) △ 706
	13 委託料	612	3 職員手当等 (△ 706)
			2 消費者対策に要する経費 (経済課) 612
			13 委託料 (612)
			高齢者消費者被害防止マニュアル 作成委託料 612
435			
435	19 負担金補助及び交付金	870	1 商工振興に要する経費 (経済課) 870
			19 負担金補助及び交付金 (870)
			新・元気を出せ！商店街事業補助 金 870

款 8 土 木 費

項 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	236,563	△ 1,213	235,350			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,213			
△ 1,213	3 職員手当等	△ 1,213	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,213
			3 職員手当等 (△ 1,213)

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	96,354	△ 210	96,144			
6 交通安全対策費	1,250,694	12,859	1,263,553			10,434
						10,434

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 210			
△ 210	3 職員手当等	△ 210	1 職員人件費その他 (職員課) △ 210
			3 職員手当等 (△ 210)
2,425			
2,425	13 委託料	6,339	3 自転車対策に要する経費 (交通対策課) 12,859
	14 使用料及び賃借料	6,343	13 委託料 (6,339)
	15 工事請負費	177	自転車駐車場指定管理委託料その 2 6,339
			14 使用料及び賃借料 (6,343)
			自転車駐車場・保管所土地等借上 料 6,343
			15 工事請負費 (177)
			武蔵小金井北第1自転車駐車場 (追加分) 開設工事

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	4,099,338	△ 7,084	4,092,254			
5 公園緑地費	244,178	14,858	259,036			
7 みどりと公園基金費	2	5	7			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 7,084			
△ 3,283	3 職員手当等	△ 3,283	1 職員人件費その他 (職員課) △ 3,283
	13 委託料	△ 3,801	3 職員手当等 (△ 3,283)
△ 3,801			3 都市計画事務に要する経費 (都市計画課) △ 3,801
			13 委託料 (△ 3,801) 都市計画道路の在り方に関する市民アンケート等調査委託料 △ 3,801
14,858			
14,858	15 工事請負費	14,858	6 都市公園等の整備に要する経費 (環境政策課) 14,858
			15 工事請負費 (14,858) 栗山公園修景池給水ポンプ等改修工事
5			
5	25 積立金	5	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 5
			25 積立金 (5) みどりと公園基金積立金 (積立元金) 5

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	464,009	△ 2,183	461,826			
3 教育指導費	185,951	554	186,505	200		
				200		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 2,183			
△ 2,183	3 職員手当等	△ 2,183	1 職員人件費その他 () △ 2,183
			(1) 庶務課関係経費 △ 2,033
			3 職員手当等 (△ 2,033)
			(2) 庶務課関係経費 (再任用職員) △ 150
			3 職員手当等 (△ 150)
354			
	8 報償費	151	20 その他教育指導等に要する経費 (指導室) 200
	11 需用費	403	
	1 消耗品費	354	8 報償費 (151)
	5 印刷製本費	49	オリンピック・パラリンピック教育推進校講師等謝礼 151
			11 需用費 (49)
			印刷製本費 49
354			24 小中学生マラソン大会に要する経費 (指導室) 354
			11 需用費 (354)
			消耗品費 354

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	505,863	△ 2,166	503,697			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,166			
△ 2,166	3 職員手当等	△ 2,166	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 2,166
			3 職員手当等 (△ 2,166)

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	246,859	△ 638	246,221			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 638			
△ 638	3 職員手当等	△ 638	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 638
			3 職員手当等 (△ 638)

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	303,352	△ 2,424	300,928			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,424			
△ 2,424	3 職員手当等	△ 2,424	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 2,424
			3 職員手当等 (△ 2,424)

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	65,503	△ 286	65,217			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 286			
△ 286	3 職員手当等	△ 286	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 286
			3 職員手当等 (△ 286)

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	69,750	87,365	157,115			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 87,365		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費					計	共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 当	勤 勉 当	その 他 の 手 当				
補正後	長 等	4		37,953	14,992		5,964	58,909	9,112	68,021
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	54,220	254,515
	その他	1,264	822,926					822,926	108,354	931,280
	計	1,292	966,506	37,953	71,707		5,964	1,082,130	171,686	1,253,816
補正前	長 等	4		37,953	14,992		5,964	58,909	9,112	68,021
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	54,220	254,515
	その他	1,255	801,638					801,638	108,354	909,992
	計	1,283	945,218	37,953	71,707		5,964	1,060,842	171,686	1,232,528
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	9	21,288					21,288		21,288
	計	9	21,288					21,288		21,288

その他の手当は、退職手当5,554千円及び通勤手当410千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(7) 627	2,284,117	1,962,818	4,246,935	831,323	5,078,258	
補正前	(7) 627	2,284,117	2,009,431	4,293,548	831,323	5,124,871	
比 較	()		△46,613	△46,613		△46,613	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
		補正後	358,629	48,996	59,111	46,302	
	補正前	358,629	48,996	59,111	46,302		217,932
	比 較						
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		16,164	224,272	584,615	406,797	1,962,818
	補正前		16,164	224,272	584,615	453,410	2,009,431
	比 較					△46,613	△46,613

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	0	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 0 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	△ 46,613	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 46,613 (1) 給与改定分 △ 46,327 (2) 異動等分 0 (3) 再任用給与改定分 △ 286 2 その他 0 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 0 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>2.075</td> <td>2.225</td> <td>0.200</td> <td>4.500</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.975</td> <td>2.125</td> <td>0.200</td> <td>4.300</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>△ 0.10</td> <td>△ 0.10</td> <td>0.00</td> <td>△ 0.20</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	2.075	2.225	0.200	4.500	支給見込	1.975	2.125	0.200	4.300	超過分	△ 0.10	△ 0.10	0.00	△ 0.20
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	2.075	2.225	0.200	4.500																				
支給見込	1.975	2.125	0.200	4.300																				
超過分	△ 0.10	△ 0.10	0.00	△ 0.20																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成30年4月1日現在	平均給料月額	294,222円	329,777円
	平均給与月額	426,936円	415,625円
	平均年齢	39歳11月	49歳08月
平成29年4月1日現在	平均給料月額	291,925円	329,163円
	平均給与月額	422,693円	416,549円
	平均年齢	39歳05月	49歳02月

債務負担行為の見込み及び以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額を以てての前年度末までの支出額等に関する調書補正

(単位:千円)

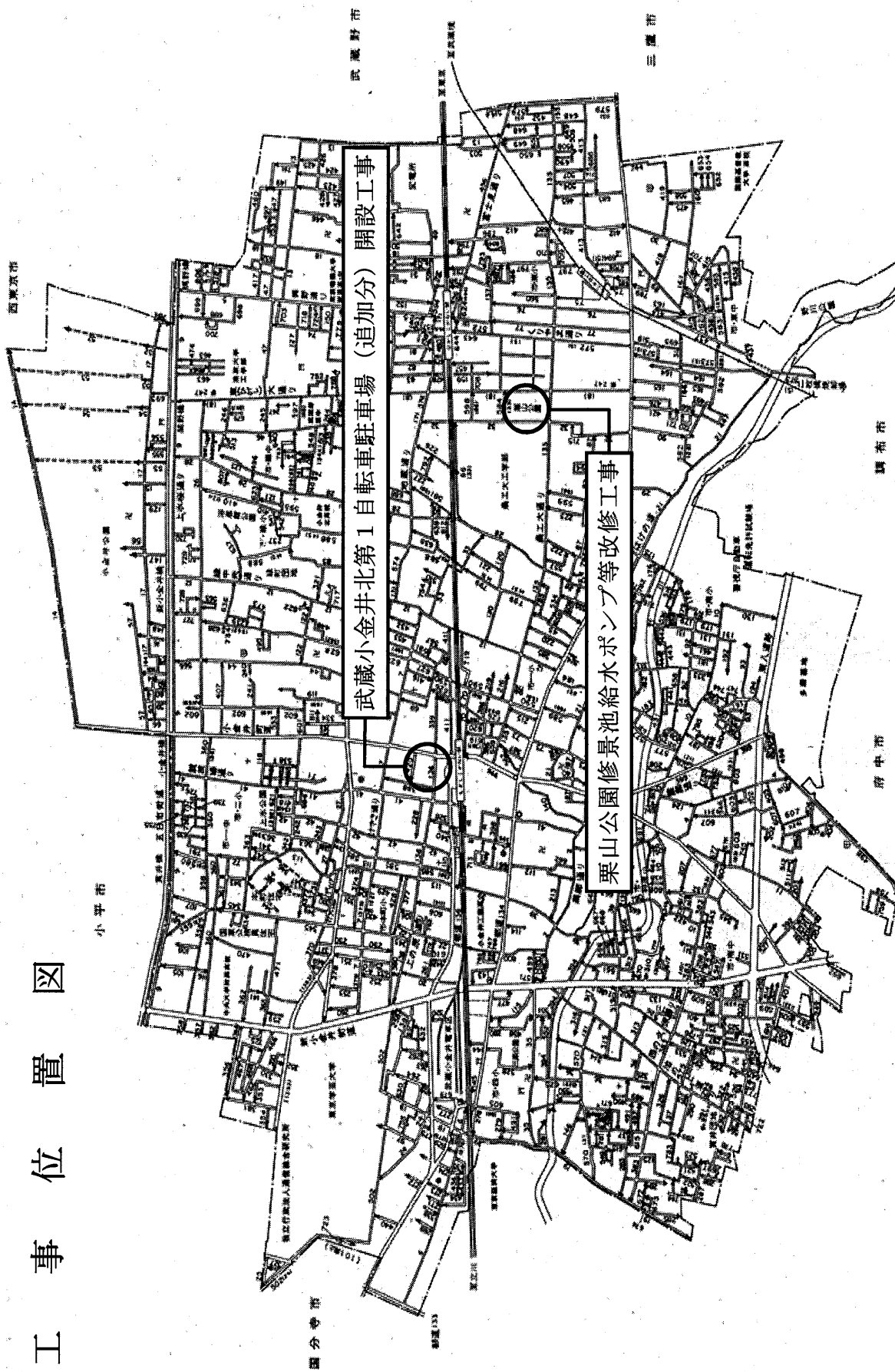
事項	限度額	平成29年度以降の支出(見込)額		平成30年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		支 出 期 間	金 額	支 出 期 間	金 額	特定財源			一 般 財 源
						国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
新庁舎・(仮称)新福祉会館建設 基本設計委託料	73,775			平成30年度 ～平成31年度	73,775			73,775	0
新庁舎・(仮称)新福祉会館建設 コンストラクション・マネジメント委託料	59,487			平成30年度 ～平成31年度	59,487			59,487	0
樹木伐採等委託料	5,888			平成30年度 ～平成31年度	5,888				5,888
空缶・古紙等仮処理施設借上料	167,835			平成30年度 ～平成36年度	167,835				167,835
自転車駐車場指定管理委託料その2	自転車駐車場の管理運営 に要する額			平成31年度 ～平成32年度	限度額に同じ				限度額から特定財源 を控除した額

議案第44号資料2

平成30年度 基金現在高調へ

NO	基金名	区分	平成29年度 現在 (A)	平成30年度 当初予 (B)	第1 予算	補正 回補 6月	正 額 (C)	補積立 予定額 (D)	の計 (D)	平成30年度 予定額 (E)	平成30年度 現在高 (F)=(A)+(D)-(E)	(単位:千円)
1	財政調整基金	元金 利息 計	2,107,714	90 90			0 0 0	90 90	90 90	770,000 770,000	1,337,804	
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,415	1 1			0 0 0	1 1	1 1		9,416	
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	1,900,537	100,000 114 100,114		△ 100,000 △ 100,000	△ 100,000 0 △ 100,000	114 114	114 114	13,000 13,000	1,900,651	
4	地域福祉基金	元金 利息 計	670,177	47 47			0 0 0	47 47	47 47	600,000 600,000	657,224	
5	環境基金	元金 利息 計	1,869,986	200,000 134 200,134			0 0 0	200,000 134 200,134	200,000 134 200,134	600,000 600,000	1,470,120	
6	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,028	1 1			0 0 0	1 1	1 1		3,029	
7	みどり公園基金	元金 利息 計	9,734	2 2	5		5 0 5	5 2 7	5 2 7	7,296 7,296	2,445	
8	市営住宅整備基金	元金 利息 計	55,928	3,305 6 3,311			0 0 0	3,305 6 3,311	3,305 6 3,311	1,800 1,800	57,439	
9	教育施設整備基金	元金 利息 計	187,904	59,223 19 59,242			0 0 0	59,223 19 59,242	59,223 19 59,242	50,000 50,000	197,146	
10	土地開発基金	元金 利息 計	66	1 1			0 0 0	1 1	1 1		67	
合	計	元金 利息 計	6,814,489	362,528 415 362,943		△ 99,995 0 △ 99,995	△ 99,995 0 △ 99,995	262,533 415 262,948	262,533 415 262,948	1,442,096 0 1,442,096	5,635,341	

工事位置図



新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設事業概要

新庁舎建設については、多くの市民に参加、協力をいただきながら策定した基本構想、基本計画があり、この中で掲げた基本理念等の実現を図ることが重要である。

また、(仮称) 新福祉社会館については、市民検討委員会、議員間討議等を踏まえ、慎重に検討した結果として基本計画を策定しており、この中で掲げた基本理念等の実現を図る必要がある。

1 新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設基本設計業務

(1) 概要

「小金井市新庁舎建設基本計画」、「小金井市新庁舎等建設計画調査」及び「小金井市新庁舎等執務環境調査」並びに「(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画」を踏まえて、高度な技術力及び豊富な経験等を有する設計者を選定し、基本設計を行う。主な業務内容は次のとおり

ア 設計条件等の整理

イ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

ウ 基本設計図書の作成

エ 建築の計画概要、設備の計画概要等を内容とする基本設計方針説明書の作成

オ 執務環境整備基本設計等支援業務

カ 地盤調査

キ デジタルテレビ放送受信障害予測調査

ク 設計レビュー、設計VEの実施協力

ケ 市民参加等の開催

コ 設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）による工事費概算書、各種図面の作成

(2) 業者選定方式

公募型プロポーザル方式（2次審査のプレゼンテーションは公開）

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から平成31年4月末日まで

(4) その他

平成30年度から平成31年度までの債務負担行為を設定

2 新庁舎・（仮称）新福祉社会館建設基本設計委託事業者選考等委員会

(1) 所掌事項

上記1の基本設計業務に係る設計者の選考に関すること、プロポーザルの内容等の評価に関すること等について協議し、設計者選考結果を市長に報告するものとする。また、基本設計業務の進捗確認を行う。

(2) 構成

7人（学識経験者3人、第1副市長、企画財政部長、福祉保健部長及び都市整備部長）

(3) 開催回数

5回（応募要領・選考基準等の審議：1回、設計者の選考：2回、設計レビュー（進捗確認）：2回）

3 新庁舎・（仮称）新福祉社会館建設CM（コンストラクション・マネジメント）業務

(1) 概要

CMとは、コンストラクション・マネージャーが技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務を行うもの。本業務では、基本設計の内容確認、特殊機器・什器・備品・ICT（情報通信機器）など付帯工事への対応、設計施工者選定準備等の業務を行う。

(2) 導入の効果

品質の確保、コスト適正化、スケジュール管理、説明責任の向上等が期待される。本市における大規模事業等の実績、技術職職員不足、一時的な業務量の増大、今後の事業見込み等を考慮すると、一時的な体制の質と量を確保するために、CMの導入は効果的である。また、既存施設の解体、撤去等複数の工事が発生する複雑な事業となることが想定されるが、CM導入により事業全体のマネジメントが可能となる。

(3) 庁舎建設事業におけるCM導入自治体

東京都世田谷区、中野区、府中市、町田市、清瀬市、岩手県宮古市、山形県米沢市、茨城県日立市、千葉県千葉市、習志野市、市原市、神奈川県横浜市、長野県千曲市、上田市、滋賀県米原市、奈良県桜井市、大和高田市、香川県善通寺市、熊本県宇土市

(4) 業者選定方式

公募型プロポーザル方式

(5) 契約期間

契約締結日の翌日から平成31年9月末日まで

(6) その他

平成30年度から平成31年度までの債務負担行為を設定

新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設ICT整備方針等策定支援委託概要

1 事業目的

平成33年度竣工を目標とした新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設に当たり、庁内システムの円滑な移行が必要である。

庁内システムの移行に際しては情報通信技術(以下「ICT」という。)の普及状況を踏まえたシステム全体の最適化、災害対策、情報漏洩・不正アクセス防止のためのネットワーク構成等、高度化・複雑化が進む情報化社会に対応したICT環境を整える必要がある。

については、小金井市新庁舎建設基本計画(平成25年3月策定)、(仮称)小金井市新福祉社会館建設基本計画(平成30年3月策定)等を踏まえつつ、市民の利便性の向上、機能的かつ効率的な執務の実現に向けたOA機器の適切な配置の考え方を整理するとともに、恒常的なセキュリティ機能とあわせ災害発生時の業務継続の視点を踏まえた災害対策セキュリティ機能を整理し、建設におけるICT整備方針を策定する。

2 業務概要

新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設における情報システムのICT整備方針策定

- (1) 情報セキュリティの強化策の検討
- (2) 情報システム利活用による最適化の検討
- (3) 災害に強い情報システムの構築化の検討

3 スケジュール(案)

契約確定日の翌日から平成31年3月末日まで

平成30年8月 平成30年9月 平成30年10月 平成30年11月 平成30年12月 平成31年1月 平成31年2月 平成31年3月 平成31年4月

業者選考・契約								
	既存ネットワーク・既存業務システムの整理							
		情報セキュリティの強化策の検討			情報セキュリティの強化策の検討			
		情報システム利活用による最適化の検討	ICT整備方針(案)		情報システム利活用による最適化の検討	ICT整備方針		
		災害に強い情報システムの構築化の検討			災害に強い情報システムの構築化の検討			

庁舎建設予定地分割測量委託概要

1 事業目的

庁舎建設予定地内に清掃関連施設の仮移設を行うに当たり、空缶・古紙等仮処理施設の配置計画及び財産管理を行う上で敷地分割を行う。

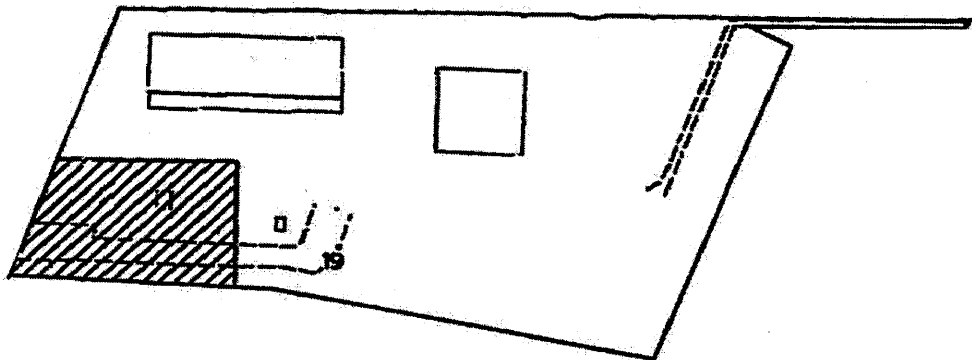
2 業務概要

用地測量（境界測量、杭設置、面積計算等）

3 スケジュール

平成30年7月から平成30年8月下旬まで

4 配置図



庁舎建設予定地内清掃関連施設の仮移設概要

1 事業目的

中間処理場（貫井北町 昭和61年度竣工）の老朽化及び空缶・古紙等処理場は暫定施設であり施設自体も老朽化していることから、清掃関連施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、清掃関連施設整備基本計画を策定した。

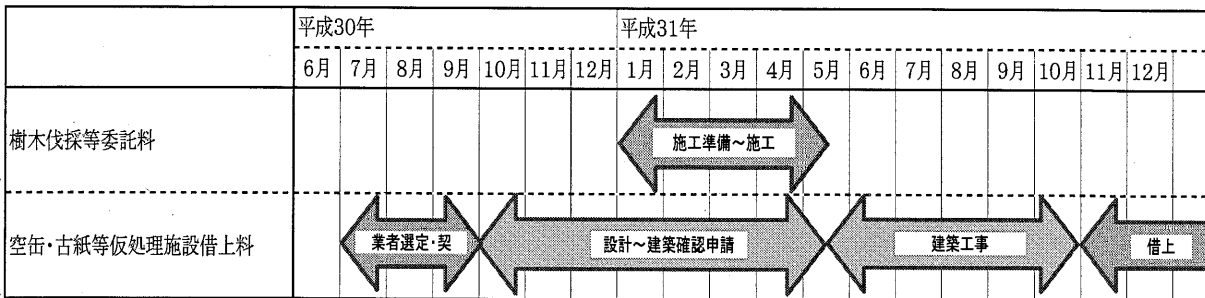
計画では、清掃関連施設の竣工を平成36年度中とし、現在事業を進めている状況である。

現在の空缶・古紙等処理場については、清掃関連施設の竣工後、庁舎建設予定地から移設することになるので、土地の有効活用及び設計の自由度を高めるため、予定地内の南西部に仮移設するものである。

2 施設概要

場所	小金井市中町3丁目（庁舎建設予定地の南西部）
名称	空缶・古紙等仮処理施設
敷地面積	1,520.76㎡
延べ面積	621.00㎡
構造	鉄骨造（S造）
処理	ペットボトル処理 空缶処理 古布及び古紙ストックヤード

3 スケジュール



- ※ 施設の借上期間は60か月
- ※ 平成31年4月以降、工事に伴う資材等の搬入車両の出入りを想定しているため、敷地西側の入口については平成30年度末で閉鎖予定

4 その他

樹木伐採等委託料は、平成30年度から平成31年度までの債務負担行為を設定

（単位：千円）

30年度	31年度
0	5,888

空缶・古紙等仮処理施設借上料は、平成30年度から平成36年度までの債務負担行為を設定

（単位：千円）

30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
0か月	5か月	12か月	12か月	12か月	12か月	7か月
0	13,986	33,567	33,567	33,567	33,567	19,581

※ 他に、平成31年度予算に機器移設料を計上予定

高齢者用作業施設等解体設計委託概要

新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設に向けた施工条件を整理するため、庁舎建設予定地内に設置されている高齢者用作業施設等を廃止・除却する必要がある。ついでには、廃止・除却対象施設における石綿(石綿含有建材含む。)使用の有無を確認するとともに円滑な施工に向けた解体設計を実施する。

1 廃止・除却対象施設

(1) 高齢者用作業施設

構造：鉄骨コンクリート造 延床面積：882.25 m²

建築年月日：昭和37年12月1日

(2) 空缶処理施設

構造：鉄骨コンクリート造 延床面積 260.00 m²

建築年月日：昭和44年1月1日

(3) ペットボトル処理施設

構造：鉄骨造 延床面積：356.40 m²

建築年月日：平成9年9月1日

2 実施内容

(1) 廃止・除却対象施設の設計条件

上記1記載の廃止・除却対象施設の建物及び構築物等について解体撤去するものだが、市が賃借している設備機器及び所要の配線類は他施設への移設を行うことから設計対象から除外するものとする。なお、解体撤去後の敷地は、新庁舎・(仮称)新福祉社会館建設事業として土地の改変行為を実施する予定であるため、敷地内道路アスファルト舗装及びコンクリート舗装、地下躯体等は解体対象外とする。

(2) 石綿含有調査

上記1(1)及び(2)を調査対象とし、小金井市アスベスト飛散防止条例(平成25年条例第20号)及び「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」に準じた解体施工を確保できるよう建造物全ての建材について、資料、目視及び分析の3項目により調査を実施する。

3 実施(予定)期間

平成30年7月から平成31年3月まで

議案第45号

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市監査委員（識見を有する者）の選任に関し同意を求める。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

（提案理由）

監査委員露木肇子が平成30年6月8日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

監査委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市監査委員に、次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 八王子市

氏 名 露木 肇子

年 齢 61歳

職 業 弁護士

議案第45号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 八王子市

氏 名 つゆ き はつ こ
露 木 肇 子

年 齢 61歳

職 業 弁護士

学 歴

昭和54年3月 早稲田大学法学部卒業

職 歴

昭和59年4月 弁護士登録・東京弁護士会入会、現在に至る。

平成5年6月 多摩総合法律事務所開設、現在に至る。

平成26年4月 東京弁護士会多摩支部支部長となり、平成27年3月まで
在任

そ の 他

昭和56年10月 司法試験合格

平成6年12月 八王子市個人情報保護懇談会委員となり、平成7年3月まで
在任

平成10年4月 日野市情報公開・個人情報保護審査会委員となり、現在に至
る。

平成10年10月 東京家庭裁判所八王子支部（現立川支部）調停委員となり、
現在に至る。

平成12年10月 府中市オンブズパーソンとなり、平成16年9月まで在任
平成16年4月 八王子市DV被害者支援連絡協議会委員となり、現在に至る。
平成18年4月 立川市男女平等参画推進審議会委員となり、平成27年6月
まで在任
平成21年9月 八王子市政治倫理審査会委員となり、現在に至る。
平成22年6月 小金井市監査委員となり、現在に至る。
平成25年7月 町田市男女平等参画協議会委員となり、平成27年3月ま
で在任

賞

罰

なし

議案第46号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員山田義雄が平成30年6月30日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 山田 義雄

年 齢 70歳

職 業 弁護士

議案第46号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 やま 山 だ 田 よし 義 お 雄

年 齢 70歳

職 業 弁護士

学 歴

昭和48年3月 中央大学法学部法律学科卒業

職 歴

昭和49年4月 小金井市役所入所

昭和56年3月 同市役所退職

昭和56年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生

昭和58年3月 最高裁判所司法研修所修了

昭和58年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)

本谷法律事務所入所

昭和63年4月 中野・山田法律事務所開設

平成元年4月 山田法律事務所開設

平成21年7月 小金井市固定資産評価審査委員会委員に就任、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第47号

名誉市民の選定に関し同意を求めることについて

小金井市名誉市民の選定に関し同意を求める。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市名誉市民選考委員会からの答申を受け、小金井市名誉市民を選定するため、本案を提出するものであります。

名誉市民の選定に関し同意を求めることについて

小金井市名誉市民に、次の者を選定したいので、小金井市名誉市民条例（平成19年条例第27号）第3条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 黒井 千次

年 齢 86歳

職 業 作家

推 薦 調 書

住 所 小金井市
氏 名 黒 井 千 次
年 齢 86歳
職 業 作家

名誉市民に該当すると認められる事項

黒井千次（本名：長部舜二郎）氏は、昭和45年に「時間」で芸術選奨新人賞を受賞し、その後、谷崎潤一郎賞、読売文学賞、毎日芸術賞及び野間文芸賞を受賞するなど、数多くの名作を世に送り出した日本を代表する作家であり、平成12年には、長年にわたる小説家としての業績に対し日本芸術院賞が授与されている。

活躍は、自身の執筆活動に留まらず、芥川賞選考委員、毎日芸術賞選考委員、伊藤整文学賞選考委員、文化放送番組審議会委員長及び日本文藝家協会理事長を歴任し、現在も日本芸術院長を務めるなど、日本の文芸・芸術の発展に大きく貢献した功績により、平成20年に旭日中綬章を受章、平成26年11月には文化功労者に選ばれるなど、その業績は高く評価されている。

本市との関係においては、平成26年度に平和作文コンクールに特別審査員として関わり、平成27年3月の小金井平和の日制定記念式典において評論と講演をし、平成27年12月の串田孫一生誕100周年を記念したトークセッション（市立はげの森美術館主催）への出演など、本市の芸術文化の振興にも貢献している。また、昭和60年代に執筆し、武蔵野短篇集「たまらん坂」としてまとめられた中には「そうろう泉園」、「けやき通り」など、本市を舞台とした作品もある。

自らの作品で芸術界を牽引するだけでなく、社会へ向けて芸術活動がより活発に展開していく条件を整えることにも尽力し、日本の芸術の発展に寄与している黒井氏が本市の住民であることは、本市の誇りであり、名誉である。よって、その功績を末永くたたえるため、小金井市名誉市民に選定するものである。

略

歴

昭和30年 3月	東京大学経済学部卒業
昭和30年 4月	富士重工業株式会社へ入社し、サラリーマン生活の傍ら、創作を行う。
昭和33年	「青い工場」を発表
昭和45年	富士重工業株式会社を退社し、作家活動に専念する。
昭和62年～平成24年	芥川賞選考委員
平成12年12月	日本芸術院会員
平成14年～19年	日本文藝家協会理事長
平成26年10月～現在	日本芸術院長就任
平成30年 1月	歌会始の儀において、天皇陛下に招かれ、召人（めしうど）を務める。

その他参考となる事項

昭和44年	「穴と空」で芥川賞候補となる。
昭和45年	「時間」で芸術選奨新人賞受賞
昭和59年	「群棲」で谷崎潤一郎賞受賞
平成7年	「カーテンコール」で読売文学賞受賞
平成12年	日本芸術院賞受賞
平成13年	「羽根と翼」で毎日芸術賞受賞
平成18年	「一日 夢の柵」で野間文芸賞受賞
平成20年 4月	旭日中綬章受章
平成26年11月	文化功労者

議案第48号

名誉市民の選定に関し同意を求めることについて

小金井市名誉市民の選定に関し同意を求める。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

小金井市名誉市民選考委員会からの答申を受け、小金井市名誉市民を選定するため、本案を提出するものであります。

名誉市民の選定に関し同意を求めることについて

小金井市名誉市民に、次の者を選定したいので、小金井市名誉市民条例（平成19年条例第27号）第3条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 毛里 和子

年 齢 78歳

職 業 政治学者

推 薦 調 書

住 所 小金井市
氏 名 もうりかずこ
毛 里 和 子
年 齢 78歳
職 業 政治学者

名誉市民に該当すると認められる事項

毛里和子氏は、政治学者で、日本における現代中国研究の第一人者である。中国政治及び外交並びに東アジア国際関係を専門とする。

大学卒業後、先駆的な研究者として、次々と質の高い研究論文並びに中国研究及びアジア地域研究に関する著作を発表。平成6年には、代表作「現代中国政治」が日本の中国研究の最高水準を示すものと評価され、社団法人アジア調査会アジア・太平洋賞大賞を受賞。その後も中国研究に関する著書や現代アジア・中国の学術研究により、大平正芳財団大平賞大賞、財団法人櫻田會特別功労賞、大同生命国際文化基金地域研究賞、石橋湛山記念財団石橋湛山賞、福岡アジア文化賞学術研究賞などの権威ある賞を多数受賞し、平成22年には中国から世界中国学研究貢献奨を受賞。また、アジア政経学会理事、日本国際政治学会副理事長、現代中国学会理事長などを歴任し、アジア地域における研究者相互交流の促進及び学術界の発展に大いに寄与した。

これら日本のアジア地域研究のレベルアップのために精力的に活躍された功績が認められ、平成15年に紫綬褒章（地域研究・政治学）を受章、平成23年11月には文化功労者に選ばれるなど、その業績は高く評価されている。

現代中国及び現代アジア地域への理解を促進する研究を行い、自由主義・民主主義・国際平和主義の思想の継承・発展に多大なる貢献をした毛里氏が平和を希求する本市の住民であることは、本市の誇りであり、名誉である。よって、その功績を末永くたたえるため、小金井市名誉市民に選定するものである。

略

歴

昭和37年3月	お茶の水女子大学文教育学部史学科（東洋史専攻）卒業
昭和40年3月	東京都立大学大学院人文科学研究科修了
昭和40年～昭和62年	日本国際問題研究所研究員・主任研究員
昭和62年～平成6年	静岡県立大学国際関係学部教授
平成6年～平成11年	横浜市立大学国際文化学部教授
平成6年～平成16年	アジア政経学会理事
平成9年～平成10年	日本国際政治学会副理事長
平成11年～平成22年3月	早稲田大学政治経済学部教授
平成17年～平成18年	現代中国学会理事長
平成22年4月～現在	早稲田大学名誉教授
平成24年4月	早稲田大学栄誉フェロー
平成29年1月	講書始の儀において、進講者を務める。

その他参考となる事項

平成6年12月	「現代中国政治」に対して社団法人アジア調査会第6回アジア・太平洋賞大賞受賞
平成11年6月	「周縁からの中国」に対して大平正芳財団大平賞大賞受賞
平成15年11月	紫綬褒章（地域研究・政治学）受章
平成18年2月	「新版・現代中国政治」に対して財団法人櫻田會特別功労賞受賞
平成19年7月	大同生命国際文化基金第22回地域研究賞受賞
平成19年10月	「日中関係 戦後から新時代へ」に対して石橋湛山記念財団第28回石橋湛山賞受賞
平成22年9月	第21回福岡アジア文化賞学術研究賞受賞
平成22年11月	第1回世界中国学研究貢献奨
平成23年11月	文化功労者

議案第49号

小金井市職員定数条例の一部を改正する条例

小金井市職員定数条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

適正な職員定数とするため、地方自治法第172条第3項の規定に基づき本案を提出するものであります。

小金井市職員定数条例の一部を改正する条例

小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「、出向者、退職者、育児休業者及び配偶者同行休業者」を「及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づく派遣職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

任命権者の区分	定数（人）
市長の補助職員	594
議会事務局の職員	10
教育委員会の職員	112
選挙管理委員会の職員	4
監査委員の補助職員	3
農業委員会の職員	2
合計	725

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																																								
<p>(定数) 第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。ただし、兼任者、併任者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づく派遣職員は定数外とする。 別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="614 1422 1220 2004"> <thead> <tr> <th>任命権者の区分</th> <th>定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の補助職員</td> <td>594</td> </tr> <tr> <td>議会事務局の職員</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の職員</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の職員</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>監査委員の補助職員</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の職員</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>725</td> </tr> </tbody> </table>	任命権者の区分	定数（人）	市長の補助職員	594	議会事務局の職員	10	教育委員会の職員	112	選挙管理委員会の職員	4	監査委員の補助職員	3	農業委員会の職員	2	合計	725	<p>(定数) 第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。ただし、兼任者、併任者、出向者、退職者、育児休業者及び配偶者同行休業者は定数外とする。 別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="614 448 1220 1198"> <thead> <tr> <th>任命権者の区分</th> <th>定数（人）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の補助職員</td> <td>636</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会事務局の職員</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の職員</td> <td>135</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の職員</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の補助職員</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会の職員</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>790</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	任命権者の区分	定数（人）	備考	市長の補助職員	636		議会事務局の職員	10		教育委員会の職員	135		選挙管理委員会の職員	4		監査委員の補助職員	3		農業委員会の職員	2		合計	790		<p>定数外の職員に係る規定の整備 職員定数の改正</p>
任命権者の区分	定数（人）																																									
市長の補助職員	594																																									
議会事務局の職員	10																																									
教育委員会の職員	112																																									
選挙管理委員会の職員	4																																									
監査委員の補助職員	3																																									
農業委員会の職員	2																																									
合計	725																																									
任命権者の区分	定数（人）	備考																																								
市長の補助職員	636																																									
議会事務局の職員	10																																									
教育委員会の職員	135																																									
選挙管理委員会の職員	4																																									
監査委員の補助職員	3																																									
農業委員会の職員	2																																									
合計	790																																									
<p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>																																										

職員定数条例における定数の算出について

1 定数の内訳について (単位：人)

	職員数※ (①)	欠員分 (②)	育児休業代替 任期付職員分 (③)	オリンピック 組織委員会 派遣分 (④)	突発要員 重点配置分 (⑤)	短時間勤務 再任用職員分 (⑥)	改正後の 職員定数 (①～⑥の合計)
職員数	687	12	7	3	10	6	725

※ 平成30年4月1日現在の職員数

2 改正条例と現行条例の定数の比較について (単位：人)

	改正条例		現行条例の定数 (B)	増減 (A-B)
	定数 (A)	定数外の規定を現行条例ど おりとした場合の職員数		
市長の補助職員	594	566	636	▲42
議会事務局の職員	10	10	10	±0
教育委員会の職員	112	110	135	▲23
選挙管理委員会の職員	4	4	4	±0
監査委員の補助職員	3	3	3	±0
農業委員会の職員	2	2	2	±0
合計	725	695	790	▲65

議案第49号資料3

職員数の推移と定数に係る職員定数条例の改正について

年度	実際の職員数			職員定数条例の定数	
	職員数 (人)	短時間勤務 再任用職員数 (人)	非常勤嘱託 職員数 (人)	職員定数 (人)	適用年月日
昭和33年度	116	-	-	138	昭和33年10月1日
昭和34年度	174	-	-	140	昭和34年4月1日
				158	昭和34年7月18日
				188	昭和34年10月1日
昭和35年度	202	-	-	231	昭和35年4月1日
昭和36年度	243	-	-	270	昭和36年4月1日
昭和37年度	337	-	-	334	昭和37年4月1日
				341	昭和37年10月16日
昭和38年度	390	-	-	408	昭和38年4月1日
昭和39年度	430	-	-	470	昭和39年4月1日
				472	昭和39年10月5日
昭和40年度	435	-	-	484	昭和40年4月1日
				463	昭和41年3月31日
昭和41年度	454	-	-	493	昭和41年12月28日
昭和42年度	473	-	-	493	-
昭和43年度	516	-	-	546	昭和43年4月1日
昭和44年度	566	-	-	570	昭和44年4月1日
				583	昭和44年10月24日
昭和45年度	611	-	-	628	昭和45年4月1日
昭和46年度	722	-	-	684	昭和46年4月1日
				744	昭和46年10月1日
昭和47年度	769	-	-	808	昭和47年4月1日
昭和48年度	828	-	-	859	昭和48年4月1日
				998	昭和48年10月1日
昭和49年度	1,087	-	-	1,041	昭和49年4月1日
昭和50年度	1,126	-	-	1,041	-
昭和51年度	1,122	-	-	1,041	-
昭和52年度	1,111	-	-	1,136	昭和52年4月1日
昭和53年度	1,126	-	-	1,136	-
昭和54年度	1,130	-	-	1,136	-
昭和55年度	1,116	-	-	1,136	-
昭和56年度	1,099	-	-	1,136	-
昭和57年度	1,087	-	-	1,136	-
昭和58年度	1,065	-	-	1,136	-

年度	実際の職員数			職員定数条例の定数	
	職員数 (人)	短時間勤務 再任用職員数 (人)	非常勤嘱託 職員数 (人)	職員定数 (人)	適用年月日
昭和59年度	1,063	-		1,136	-
昭和60年度	1,026	-		1,136	-
昭和61年度	1,025	-	-	1,136	-
昭和62年度	1,025	-	-	1,136	-
昭和63年度	1,028	-	-	1,136	-
平成元年度	1,029	-	-	1,136	-
平成2年度	1,028	-	-	1,136	-
平成3年度	1,023	-	-	1,136	-
平成4年度	1,034	-	-	1,136	-
平成5年度	1,031	-	-	1,136	-
平成6年度	1,024	-	-	1,136	-
平成7年度	1,008	-	-	1,136	-
平成8年度	986	-	-	1,136	-
平成9年度	955	-	-	989	平成9年4月1日
平成10年度	915	-	-	931	平成10年4月1日
平成11年度	889	-	153	907	平成11年4月1日
平成12年度	863	-	188	907	-
平成13年度	833	-	207	856	平成13年4月1日
平成14年度	819	-	224	833	平成14年4月1日
平成15年度	803	-	233	833	-
平成16年度	796	13	224	833	-
平成17年度	787	26	219	833	-
平成18年度	780	24	250	833	-
平成19年度	773	24	247	833	-
平成20年度	754	38	230	833	-
平成21年度	743	50	245	833	-
平成22年度	725	54	264	790	平成22年4月1日
平成23年度	704	70	274	790	-
平成24年度	700	64	285	790	-
平成25年度	682	52	303	790	-
平成26年度	672	55	291	790	-
平成27年度	671	42	273	790	-
平成28年度	691	30	275	790	-
平成29年度	691	18	285	790	-
平成30年度	687	6	305	790	-

※ 定数に関わらない定数条例の改正を除く。職員数は、一般任期付職員、育児休業代替任期付職員及びフルタイム勤務再任用職員を含む。

議案第50号

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を別紙のように改正する。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有す
る者

第10条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程を修
めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同項に
次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた
もの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、
平成31年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第51号

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う介護保険法施行令の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

小金井市介護福祉条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第51号資料

小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第11条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) } 省略 { (5) }</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,100円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項の特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略 (7) } 省略 { (15) }</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第11条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) } 省略 { (5) }</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,100円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項の特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略 (7) } 省略 { (15) }</p>	<p>政令の改正に伴う引用条項の整備</p>

2 省略

付 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

2 省略

議案第52号

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う介護保険法施行規則
の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。第190条において同じ。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号資料

小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。第190条において同じ。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護の基準の緩和</p>
<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護事業者に依頼すること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護事業者に関する情報を提供すること、指定代理受領サービスの提供を行うために必要な援助を行わなければならない。</u></p>	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護事業者に依頼すること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護事業者に関する情報を提供すること、指定代理受領サービスの提供を行うために必要な援助を行うため</u></p>	<p>規定の整備</p>

<p>(基本方針)</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>を行わなければならない。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p>規定の整備</p>
--	--

議案第53号

小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月1日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、市が指定する居宅介護支援事業所の基準を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条第1項第1号」の次に「、第79条第2項第1号」を加える。

第2条に次の1項を加える。

5 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号資料

小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、<u>第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、小金井市における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</u> (基本方針) 第2条 省略 2 } 省略 4 }</p> <p>5 <u>法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、<u>小金井市における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</u> (基本方針) 第2条 省略 2 } 省略 4 }</p>	<p>規定の整備</p> <p>指定要件に係る規定の追加</p>

議案第54号

交通事故により損傷した下水道施設に関し和解することについて

別紙のとおり和解する。

平成30年6月1日

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

市道第573号線で発生した交通事故により損傷した下水道施設に関し、当該下水道施設を損傷させた者と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出するものであります。

交通事故により損傷した下水道施設に関し和解することについて

1 和解する相手方

調布市在住

A氏

2 和解の内容

- (1) 相手方は、交通事故により市に与えた損害の賠償として、下水道施設（水位測定装置及びそれに付随する支柱）の原状回復に要した費用の全額である2,075,900円を市に支払う。
- (2) 前項の支払の際に手数料が発生する場合は、相手方の負担とする。
- (3) 市及び相手方は、両者の間には、本件事故に関し、本和解事項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 事故の概要

平成29年12月25日(月)午後10時10分頃、相手方が自家用車を運転し、小金井市東町五丁目の市道第573号線の「二枚橋の坂」を南下していた。都立武蔵野公園に接する交差点を左折しようとしたところ、曲がりきれず、小金井市東町五丁目2番先の市道第573号線の南側路上に設置してあった支柱を倒した。

この支柱には、当該地の道路下に設置してある市が所有する下水道施設の水位測定装置の配電盤が備え付けられており、倒された支柱とともに、水位測定装置の配電盤が損壊した。